

恵那市地域防災計画

地震災害対策編



令和7年3月

恵那市防災会議

恵那市地域防災計画・地震災害対策編 目次

第1章 総 則

第1節	計画の目的・性質等	1
	(各部)	
第2節	実施責任と各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
	風水害等対策編を準用(各部)	
第3節	本市の特質と災害要因	5
	(各部)	

第2章 地震災害予防

第1節	防災協働社会の形成推進	13
	風水害等対策編を準用(各部)	
第2節	震災に関する調査研究	13
	(各部)	
第3節	防災思想・防災知識の普及	14
	(各部)	
第4節	防災訓練	18
	(各部)	
第5節	広域応援・受援体制の整備	19
	風水害等対策編を準用(総務部危機管理、関係部)	
第6節	緊急輸送網の整備	19
	風水害等対策編を準用(建設部、農林部)	
第7節	防災通信設備等の整備	19
	風水害等対策編を準用(総務部危機管理、消防本部)	
第8節	火災予防体制	20
	風水害等対策編を準用(消防本部)	
第9節	地域の孤立防止	20
	風水害等対策編を準用(総務部危機管理、建設部、農林部、医療福祉部)	
第10節	避難所等と避難体制	20
	風水害等対策編を準用(総務部危機管理、医療福祉部、教育委員会、まちづくり企画部)	
第11節	必需物資の確保体制	20
	風水害等対策編を準用(総務部危機管理、商工観光部、建設部、水道環境部、市民サービス部)	
第12節	要配慮者・避難行動要支援者支援	20
	風水害等対策編を準用(医療福祉部、総務部危機管理、社会福祉協議会)	
第13節	医療救護体制の整備	20
	風水害等対策編を準用(医療福祉部)	

第 14 節	防疫体制 -----	20
	風水害等対策編を準用（医療福祉部）	
第 15 節	まちの不燃化・耐震化 -----	21
	（建設部）	
第 16 節	地盤の液状化の被害軽減 -----	25
	（建設部）	
第 17 節	災害危険区域の防災事業の推進 -----	26
	（建設部、農林部、総務部危機管理）	
第 18 節	ライフライン施設の被害軽減 -----	28
	風水害等対策編を準用（水道環境部、建設部、農林部、総務部）	
第 19 節	文教関係の安全確保 -----	28
	風水害等対策編を準用（教育委員会）	
第 20 節	大規模停電対策 -----	28
	（各部）	

第 3 章 地震災害応急対策

第 1 節	活動体制 -----	29
	（各部）	
第 2 節	広域応援要請 -----	33
	風水害等対策編を準用（総務部、消防本部）	
第 3 節	ボランティア活動 -----	33
	風水害等対策編を準用（医療福祉部、社会福祉協議会）	
第 4 節	自衛隊災害派遣要請 -----	33
	風水害等対策編を準用（総務部）	
第 5 節	交通応急対策 -----	33
	風水害等対策編を準用（総務部、建設部、農林部）	
第 6 節	通信の確保 -----	33
	風水害等対策編を準用（総務部危機管理、消防本部）	
第 7 節	地震情報の受理・伝達 -----	34
	（総務部危機管理、消防本部）	
第 8 節	関係機関との災害情報等の収集・伝達 -----	35
	風水害等対策編を準用（各部）	
第 9 節	災害広報 -----	35
	風水害等対策編を準用（総務部）	
第 10 節	消防・救急・救助活動 -----	35
	風水害等対策編を準用（消防本部）	
第 11 節	浸水対策 -----	36
	（建設部）	
第 12 節	県防災ヘリコプターの活用 -----	37
	風水害等対策編を準用（消防本部）	

第 13 節	孤立地域対策 -----	37
	風水害等対策編を準用（各部）	
第 14 節	災害救助法の適用 -----	37
	風水害等対策編を準用（医療福祉部、総務部）	
第 15 節	避難対策 -----	37
	風水害等対策編を準用（総務部危機管理、教育委員会、まちづくり企画部、医療福祉部、建設部）	
第 16 節	建築物・宅地の危険度判定 -----	38
	（建設部）	
第 17 節	食料供給活動 -----	39
	風水害等対策編を準用（商工観光部、市民サービス部、医療福祉部）	
第 18 節	給水活動 -----	39
	風水害等対策編を準用（水道環境部）	
第 19 節	生活必需品供給活動 -----	39
	風水害等対策編を準用（商工観光部、市民サービス部、医療福祉部）	
第 20 節	要配慮者・避難行動要支援者対策 -----	39
	風水害等対策編を準用（医療福祉部、市民サービス部、社会福祉協議会）	
第 21 節	帰宅困難者対策 -----	39
	風水害等対策編を準用（商工観光部）	
第 22 節	応急住宅対策 -----	39
	風水害等対策編を準用（建設部、医療福祉部）	
第 23 節	医療・救護活動 -----	39
	風水害等対策編を準用（医療福祉部）	
第 24 節	遺体の捜索・取り扱い・埋葬 -----	40
	風水害等対策編を準用（医療福祉部、水道環境部、消防本部）	
第 25 節	防疫・食品衛生活動 -----	40
	風水害等対策編を準用（医療福祉部）	
第 26 節	保健活動・心のケア活動 -----	40
	風水害等対策編を準用（医療福祉部）	
第 27 節	環境衛生（ごみ・し尿）活動 -----	40
	風水害等対策編を準用（水道環境部）	
第 28 節	愛玩動物等の救援 -----	40
	風水害等対策編を準用（水道環境部）	
第 29 節	災害義援金の募集配分 -----	40
	風水害等対策編を準用（会計管理、医療福祉部）	
第 30 節	救援物資の募集配分 -----	40
	風水害等対策編を準用（商工観光部、医療福祉部）	
第 31 節	公共施設の応急対策 -----	41
	風水害等対策編を準用（各部）	
第 32 節	ライフライン施設の応急対策 -----	41
	風水害等対策編を準用（水道環境部、建設部、商工観光部、総務部）	
第 33 節	文教関係の応急対策 -----	41

風水害等対策編を準用（教育委員会）

第 34 節	災害警備活動 -----	42
	（総務部危機管理）	
第 35 節	大規模停電対策 -----	42
	（各部）	

第 4 章 東海地震に関する事前対策

第 1 節	総則 -----	43
	（各部）	
第 2 節	活動体制 -----	46
	（各部）	
第 3 節	警戒宣言・地震予知情報等の伝達 -----	48
	（総務部）	
第 4 節	広報対策 -----	50
	（総務部）	
第 5 節	事前避難対策 -----	51
	（総務部危機管理、教育委員会、医療福祉部）	
第 6 節	消防・水防 -----	53
	（消防本部、建設部）	
第 7 節	交通対策 -----	54
	（建設部、商工観光部、農林部）	
第 8 節	緊急輸送対策 -----	56
	（建設部、農林部）	
第 9 節	物資等の確保対策 -----	58
	（総務部危機管理、商工観光部、農林部）	
第 10 節	保健衛生対策 -----	59
	（医療福祉部、水道環境部）	
第 11 節	生活関連施設対策 -----	60
	（各部）	
第 12 節	帰宅困難者、滞留旅客に対する措置 -----	63
	（商工観光部）	
第 13 節	公共施設対策 -----	64
	（各部）	
第 14 節	大規模な地震に係る防災訓練 -----	66
	（各部）	
第 15 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する対策 -----	67
	（各部）	

第5章 南海トラフ地震に関する対策

第1節	総則	68
	(各部)	
第2節	活動体制	69
	(各部)	
第3節	地震発生時の応急対策等	70
	(各部)	
第4節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	72
	(各部)	
第5節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制	75
	(各部)	
第6節	南海トラフ地震臨時情報の伝達	77
	(各部)	
第7節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策	79
	(各部)	
第8節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策	83
	(各部)	
第9節	大規模な地震に係る防災訓練	84
	東海地震に関する事前対策を準用（各部）	
第10節	地震防災上必要な教育及び広報に関する対策	85
	(各部)	

第6章 地震災害復旧

第1節	復旧・復興体制の整備	87
	風水害等対策編を準用（各部）	
第2節	公共施設災害復旧事業	87
	風水害等対策編を準用（各部）	
第3節	災害復旧事業に伴う財政支援、助成及び事業からの暴力団排除	87
	風水害等対策編を準用（各部）	
第4節	被災者の生活確保	87
	風水害等対策編を準用（各部）	
第5節	被災中小企業の振興	87
	風水害等対策編を準用（商工観光部）	
第6節	農林漁業関係者への融資	87
	風水害等対策編を準用（農林部）	

摘要：（ ）は行政組織上の部等を表記。主に担当する分野を示す。

第1章 総則

第1節 計画の目的・性質等

第1項 計画の目的

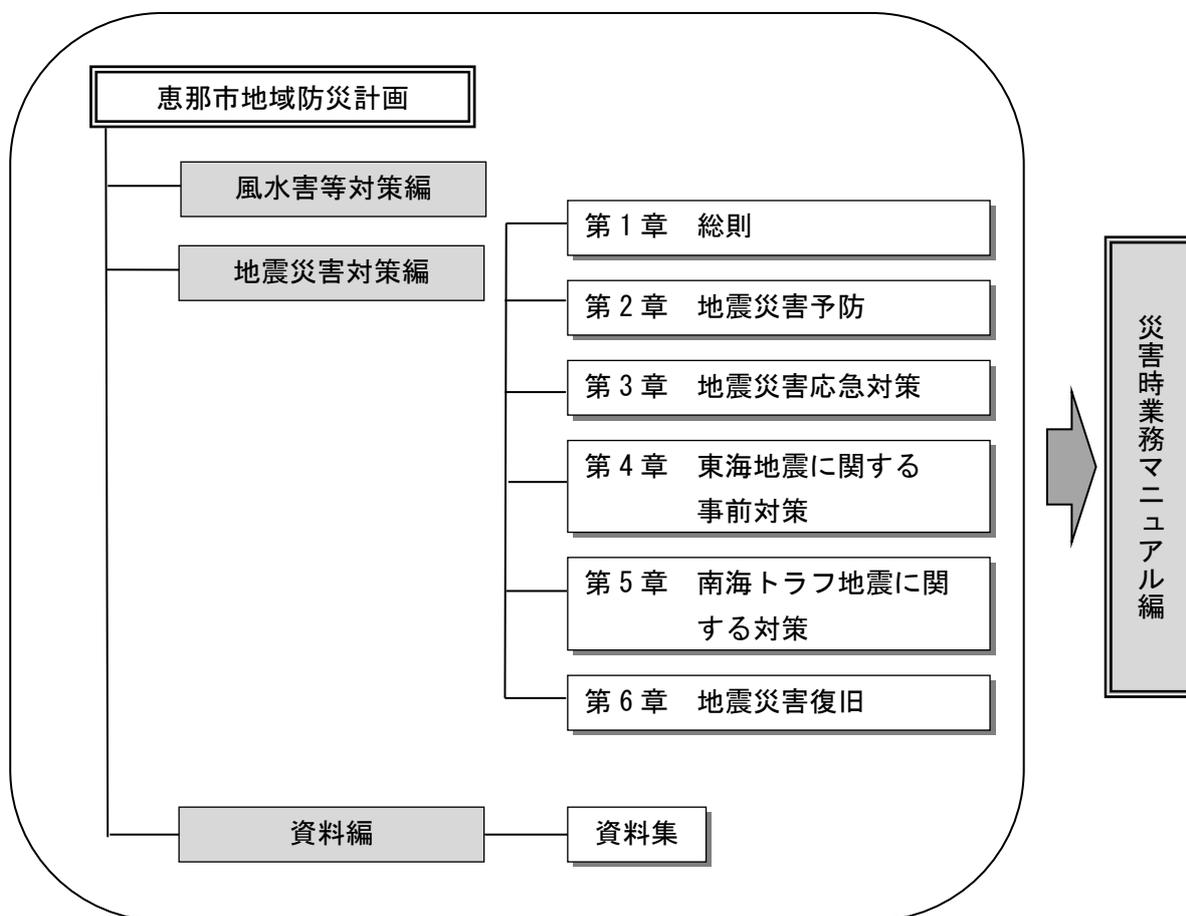
恵那市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、恵那市防災会議が防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2項 計画の性質

- 1 恵那市地域防災計画は、「風水害等対策」編と「地震災害対策」編の両計画をもって構成するものとし、「地震災害対策」は、東海地震、平成23年（2011年）東日本大震災をはじめとする海溝型地震や、平成7年（1995年）阪神・淡路大震災、平成16年（2004年）新潟県中越地震、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震といった内陸型地震を対象とし、その防災計画を定めるものである。
- 2 「地震災害対策」は、市、地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）及び市民の実施責任を明確にし、かつ、防災関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、さらに関係機関において別途定めることを予定している。
- 3 「地震災害対策」編中、第4章は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく地震防災強化計画とし、第5章は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条の規定に基づく推進計画とする。
- 4 「地震災害対策」編に定められていない事項については、「風水害等対策」編の例による。

第3項 計画の構成

この計画は、恵那市の地域にかかる災害の対策に関し、次の基本の柱で構成するものとする。



第1章 総則

計画の目的や構成、業務の大綱を定める。

第2章 地震災害予防

地震被害を最小限度にとどめるための基本的な計画とする。

第3章 地震災害応急対策

災害が発生する恐れがある場合、又は災害が発生した場合に災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等、災害の発生及びその拡大を防止するための基本的な計画とする。

第4章 東海地震に関する事前対策

第5章 南海トラフ地震に関する対策

第6章 災害復旧

市民の生活安定のため緊急措置及び公共施設の災害復旧を行うための基本的な計画とする。

第4項 計画の修正

恵那市防災会議は、恵那市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、岐阜県地域防災計画との整合を図るものとする。

修正歴

作成	平成18年	6月	平成16年10月25日合併により新市の新たな防災計画作成。
修正	平成19年	7月	県が行った複合型東海地震の被害想定に基づく一部修正等。
修正	平成20年	8月	土砂災害防止法に基づく警戒情報について一部修正等。
修正	平成21年	6月	メール配信システム整備に伴う情報体制について一部修正等。
修正	平成22年	6月	市の災害対応体制の見直しによる一部修正等。
修正	平成25年	12月	東日本大震災における防災対策の課題、南海トラフ巨大地震の被害想定、恵那市における身近な風水害の教訓に伴い大幅修正。防災計画の体系を全面的に再構築し編さんする。
修正	平成26年	9月	災害対策基本法改正及び市の災害対応体制の見直しによる一部修正等。
修正	平成27年	2月	災害対策基本法改正、土砂災害防止法改正及び市の災害対応体制の見直しによる一部修正等。
修正	平成28年	6月	市の災害対応体制の見直しによる一部修正。
修正	平成29年	6月	市の災害対応体制の見直しによる一部修正。
修正	平成30年	3月	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正による一部修正。
修正	平成30年	6月	市の災害対応体制の見直し等による一部修正。
修正	平成31年	3月	国の防災基本計画の修正、九州北部豪雨災害の検証、水防法等の改訂、内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査等を踏まえた一部修正。
修正	令和元年	3月	「南海トラフ地震臨時情報」の提供開始による一部修正。
修正	令和2年	3月	ブロック塀除去、橋梁耐震対策等による一部修正。
修正	令和3年	3月	国の防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進計画等の修正を踏まえた一部修正。南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応の追加
修正	令和3年	7月	災害対策基本法の改正及び国の防災基本計画、岐阜県地域防災計画との整合性を図るための一部修正。
修正	令和4年	3月	岐阜県地域防災計画との整合性を図るための一部修正。
修正	令和7年	3月	岐阜県地域防災計画との整合性を図るための一部修正。

第 5 項 計画の用語

「地震災害対策編」において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市本部とは、恵那市災害対策本部をいう。
- (2) 市計画とは、恵那市地域防災計画をいう。
- (3) 市本部長とは、恵那市災害対策本部長をいう。
- (4) 災対法とは、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)をいう。

第2節 実施責任と各機関の処理すべき事務 又は業務の大綱

風水害等対策編第1章第2節「実施責任と各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3節 本市の特質と災害要因

第1項 恵那地域の概要

1 海溝型地震

日本列島付近には、太平洋プレート及びフィリピン海プレートの海洋プレートと、ユーラシアプレート及び北米プレート（オホーツク海プレート）の大陸プレートの4つのプレートがある。

海洋プレートは大陸プレートに比べて比重が大きいため、大陸プレートの下に沈み込んでおり、日本列島が位置するユーラシアプレート及び北米プレートの端では、常に歪（ひずみ）が蓄積されている。

この歪による変形がある極限に達すると、元の状態に戻ろうとする力が働き、プレートが急激に跳ね返ることとなり、これが日本の太平洋沿岸で繰り返し発生する巨大地震の原因であると考えられている。

近年中に発生し、特に太平洋沿岸部や岐阜県南部に、多大な被害を及ぼすことが危惧されている南海トラフ地震は、この海溝型地震である。

2 活断層の概要

断層は従来地震の原因ではなく、地震動の結果として地層がずれたのであるという考えであったが、近年、地震活動が発見されて、「最近の地質時代に活動した証拠があり、今後も繰り返し大地震を発生させる可能性がある」と判断される断層」つまり活断層が、地震発生と密接な関わりをもっていることが明らかになった。今日では、活断層の存在は特に重要視されている。

岐阜県を中心とする中央日本の地域には多数の活断層が分布していることが最近のプレートテクトニクス（プレートが移動する理論）の研究によって明らかにされているが、恵那市の主なものは、次のとおりである。

恵那地域の活断層

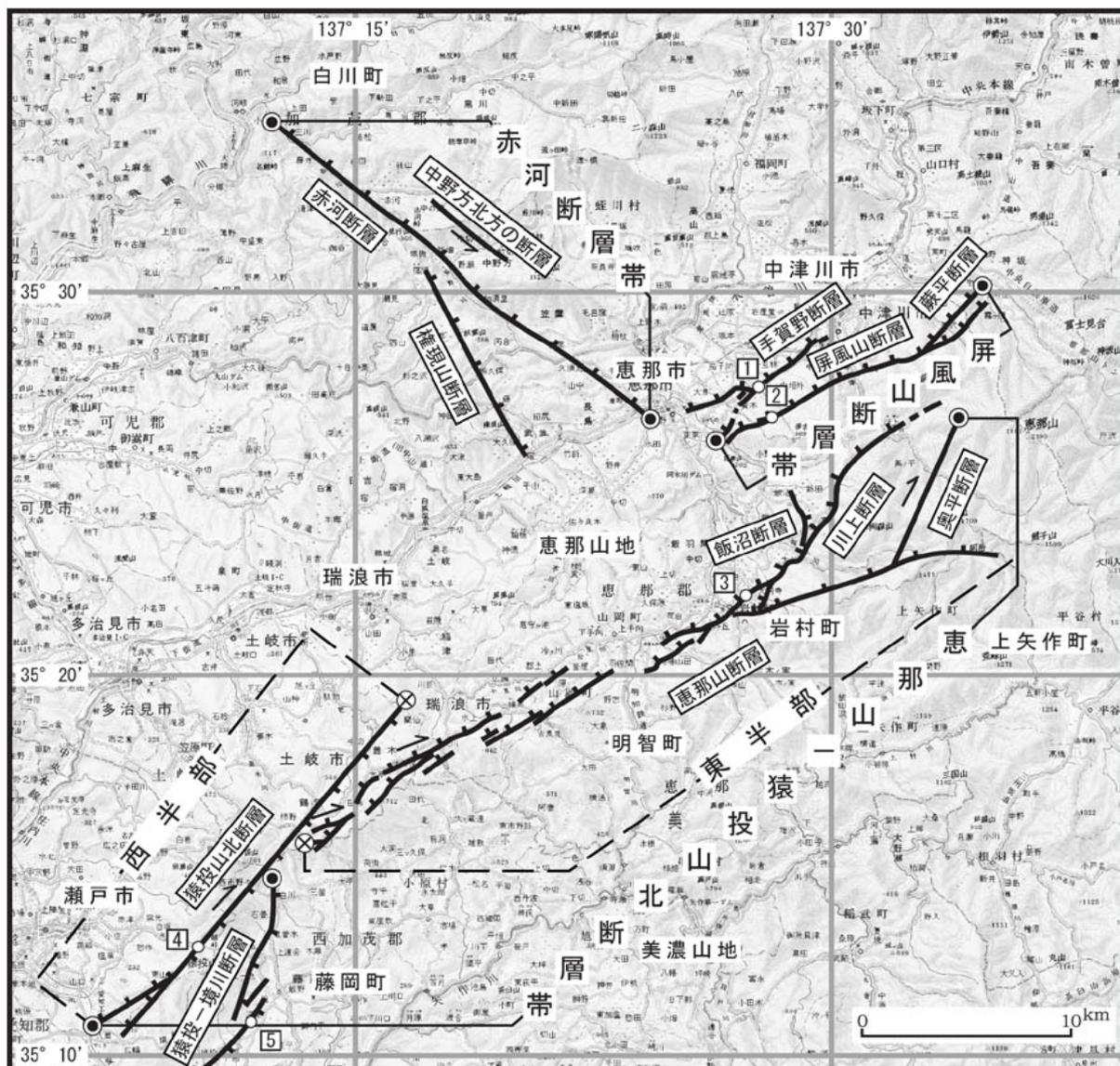
恵那地域における活断層も、北西－南東方向と北東－南西方向に延びる断層で特徴づけられ、前者では阿寺断層や赤河断層が後者では屏風山断層や恵那山断層がそれぞれ挙げられる。

<p>阿寺断層 (あてら)</p>	<p>阿寺断層は、岐阜県南東端の中津川市神坂から北西へ向かって、中津川市加子母を経て、下呂市萩原町北部へ至る全長 70km にも及ぶ大断層で、日本における第一線の左横ずれ断層として知られている。この断層は、中津川市坂下における木曾川の河岸段丘面の段差をはじめとして、断層露頭、低断層崖、鞍部の連続など断層地形が各所にみられる。</p>
<p>屏風山断層 (びょうぶやま)</p>	<p>屏風山断層は、東は中津川市神坂の恵那山トンネル入り口から西南西に恵那市の東野までの全長 15km に及ぶ断層で、断層の南東側が北西側に対して相対的に隆起する逆断層です。</p>
<p>赤河断層 (あこう)</p>	<p>赤河断層は、阿寺断層から西に約 20km 西方に阿寺断層と平行に走り、恵那市長島町久須見から北西に笠置町姫栗、中野方町橋立・坂折から赤河峠を通過して白川町下赤河から白川口までの全長 23km に及ぶ断層で、鞍部の連続、地層の変位、断層崖など断層地形が各所にみられる。</p>
<p>恵那山断層 (えなさん)</p>	<p>恵那山断層は、中津川市から恵那市岩村町に入り西南に山岡町を通り瑞浪市を経て西南に 51km に及ぶ断層で高度不連続、断層露頭など断層地形が各所にみられる。</p>

断層名	位置	延長	地震の規模 1回のずれ量	発生確率(%) (30年以内)
阿寺断層	中津川市～下呂市	70 km	M7.9 程度 1m程度	6.0～11.0
屏風山断層	中津川市～瑞浪市	15 km	M6.8 程度 1m程度	0.2～0.7
赤河断層	恵那市～加茂郡白川町	23 km	M7.1 程度 2m程度	不明
恵那山断層	中津川市～豊田市	51 km	M7.7 程度 2～3m程度	0.0～2.0

※ M=マグニチュード

恵那市周辺の断層帯図



1 : 中垣外地点 2 : 中垣外南東地点 3 : 富田地点
 4 : 東白坂地点 5 : 深見地点
 ● : 断層帯の両端 ⊗ : 東半部・西半部の両端
 断層の位置は文献 2, 6 及び 8 に基づく。
 基図は国土地理院発行数値地図200000「飯田」「豊橋」を使用。

第 2 項 被害想定

恵那市では、独自に被害想定調査を実施していないため、岐阜県が平成 25 年 2 月に発表した「東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果」を基にして海溝型地震を、平成 31 年 2 月に発表した「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査」を基にして内陸直下型地震の被害を想定した。

1 海溝型地震の被害想定（南海トラフ巨大地震）

紀伊半島沖を震源とする南海トラフ巨大地震（マグニチュード9.0）による恵那市の想定震度は、ほぼ全域でおおよそ震度6弱である。

この地震は、地震動の継続時間が長いと推測されており、また液状化判定の対象となる緩い地盤のほとんどの範囲において液状化が発生する可能性があるとして予測されており、大きな被害が予想される。



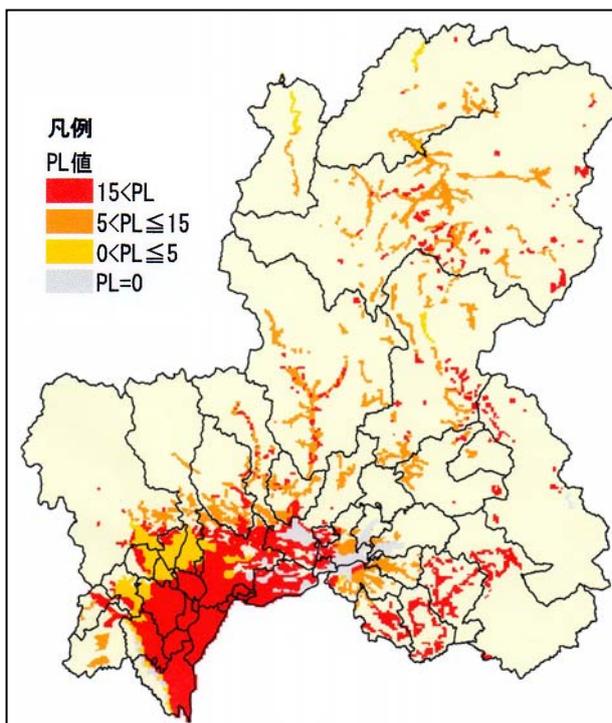
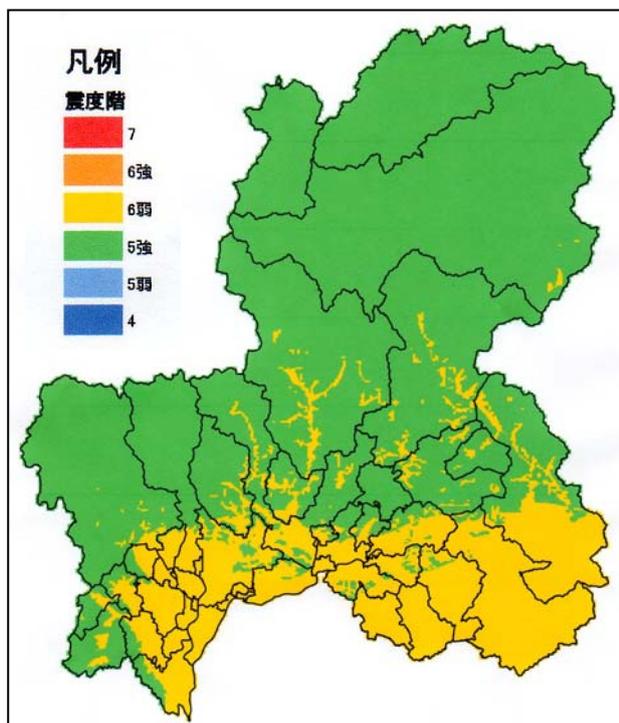
この地震による恵那市の被害想定は次の通りである。

時間	人的被害				避難者数 (建物被害 及び焼失)	建物被害		帰宅 困難者	火災		
	死者 数	負傷 者数	重症 者数	要救 出者 数		全壊 (棟)	半壊 (棟)		炎上 出火 件数	残火 災件 数	焼失 棟数
冬の朝 5時	15	547	26	37	3,260	839	3,550	377	1	0	0
夏の昼 12時	6	435	36	21					1	0	0
冬の夕方 18時	9	381	26	26					2	1	5

※数値はそれぞれの項目毎に算出し四捨五入しているため、合計数値が一致しない場合がある。

液状化などによる建物被害想定の詳細については次のとおりである。

全壊（棟）			半壊（棟）	
揺れ	液状化	急傾斜地	揺れ	液状化
251	588	0	2,657	894



2 内陸直下型地震の被害想定

家屋が密集している地域は、被害を受けやすいと想定される。また、山間地域では、山崩れ、土砂崩れなどにより孤立する集落が想定される。

(1) 阿寺断層帯地震

阿寺断層を震源断層とする地震（マグニチュード 7.9）による恵那市の想定震度は、市の北部が震度 6 弱、南部が震度 5 強である。（震源（断層の破壊開始点）を北端に設定：断層の破壊が南東へ進む場合）



この地震による恵那市の被害想定は次のとおりである。

時間	人的被害				避難者数 (建物被害 及び焼失)	建物被害		炎上 出火件 数
	死者 数	負傷者 数	重症者 数	要救出 者数		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
冬の朝 5時	62	997	104	144	4,230	1,166	4,744	2
夏の昼 12時	24	881	103	74				2
冬の夕方 18時	37	732	82	95				6

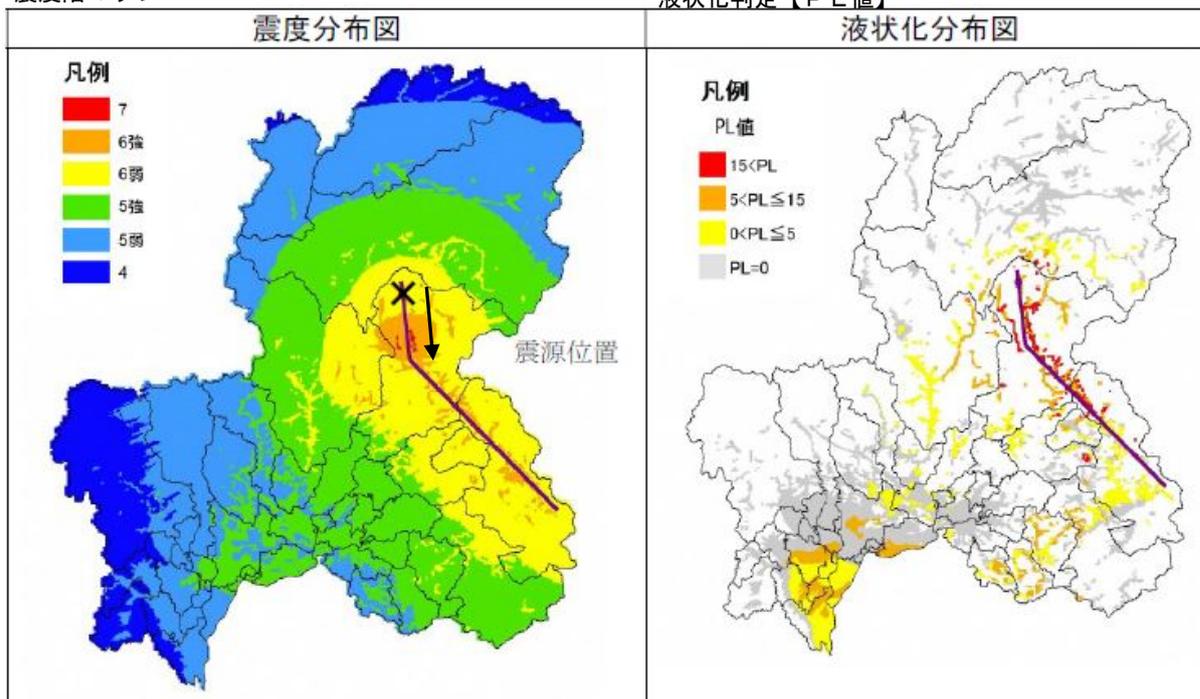
※数値はそれぞれの項目毎に算出し四捨五入しているため、合計数値が一致しない場合がある。

液状化などによる建物被害想定の詳細については次のとおりである。

全壊（棟）			半壊（棟）	
揺れ	液状化	急傾斜地	揺れ	液状化
1,019	147	0	4,521	223

震度階マップ

液状化判定【PL値】



(2) 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震

屏風山・恵那山及び猿投山断層を震源断層とする地震（マグニチュード 7.7）による恵那市の想定震度は、市の中央部が震度 6 強、それ以外が震度 6 弱である。（震源（断層の破壊開始点）を南端に設定：断層の破壊が北東へ進む場合）

この地震による恵那市の被害想定は次のとおりである。

時間	人的被害				避難者数 (建物被害 及び焼失)	建物被害		炎上 出火件 数
	死者 数	負傷者 数	重症者 数	要救出 者数		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
冬の朝 5時	338	2,436	560	785	12,290	5,905	8,742	7
夏の昼 12時	128	2,694	493	385				7
冬の夕方 18時	198	2,064	411	508				18

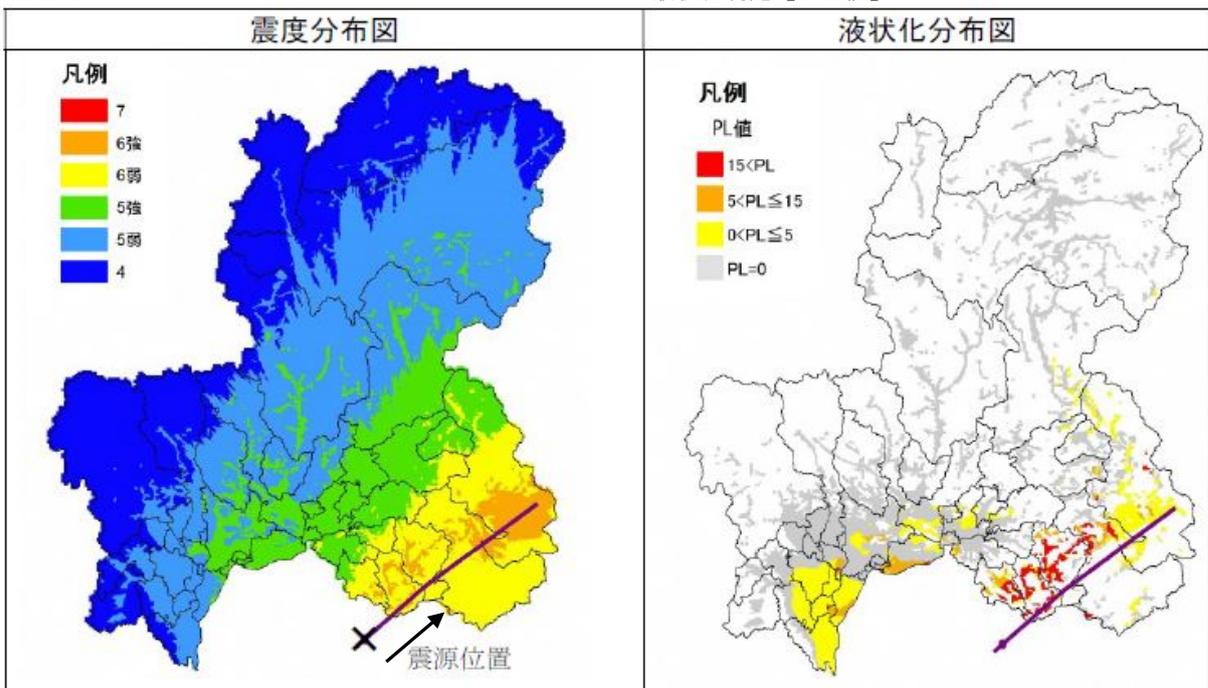
※数値はそれぞれの項目毎に算出し四捨五入しているため、合計数値が一致しない場合がある。

液状化などによる建物被害想定の詳細については次のとおりである。

全壊（棟）			半壊（棟）	
揺れ	液状化	急傾斜地	揺れ	液状化
5,501	399	5	8,135	607

震度階マップ

液状化判定【PL値】



<被害想定時間の解説>

- ※ 冬の朝 5 時 多くの人が自宅而就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。
- ※ 夏の昼 12 時 オフィスや繁華街などに多数の滞留者があり、自宅以外で被災する場合が多い。
- ※ 冬の夕方 18 時 住宅などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺及び駅に通勤・通学等による滞留者が多数存在。

<凡例>

- 震度階 震度 6 強：耐震性の高い住宅でも壁や柱がかなり破損する揺れ。
 震度 6 弱：耐震性の低い住宅は倒壊するものが多い揺れ。
 震度 5 強：屋内のタンスなど重い家具が倒れることがある揺れ。
 震度 5 弱：屋内の家具が移動し、食器が落ちることがある揺れ。

- PL 値 液状化のしやすさを表す指標
 15 < PL 液状化危険度は高い
 5 < PL ≤ 15 液状化危険度はやや高い
 0 < PL ≤ 5 液状化危険度は低い
 PL = 0 液状化危険度は極めて低い

3 大規模広域災害としての想定

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード 9.0 という国内観測史上最大の規模となる地震であり、東日本各地に未曾有の被害をもたらしたところである。

こうしたことから、近い将来発生が懸念される「超」広域災害である南海トラフ巨大地震、あるいは巨大内陸地震等では、市域を越えた広域避難など想定される被害に対して、県と県内市町村及び近隣縣市町村の連携が重要となる。

よって以下に、隣接する 2 市の被害想定も念頭に置くよう記載した。

(1) 南海トラフ巨大地震

中津川市

時間	人的被害				避難者数 (建物被害 及び焼失)	建物被害		帰宅 困難者	火災		
	死者 数	負傷 者数	重症 者数	要救 出者 数		全壊 (棟)	半壊 (棟)		炎上 出火 件数	残火 災件 数	焼失 棟数
冬の朝 5 時	15	621	25	35	2,531	320	3,299	566	1	0	0
夏の昼 12 時	6	411	31	20					1	0	0
冬の夕方 18 時	9	388	23	25					3	1	2

瑞浪市

時間	人的被害				避難者数 (建物被害 及び焼失)	建物被害		帰宅 困難者	火災		
	死者 数	負傷 者数	重症 者数	要救 出者 数		全壊 (棟)	半壊 (棟)		炎上 出火 件数	残火 災件 数	焼失 棟数
冬の朝 5 時	18	332	31	78	4,365	818	2,243	710	0	0	2
夏の昼 12 時	7	176	19	37					1	1	2
冬の夕方 18 時	11	189	19	50					1	1	5

(2) 阿寺断層を震源断層とする地震

中津川市

時間	人的被害				避難者数 (建物被害 及び焼失)	建物被害		炎上 出火件数
	死者 数	負傷者 数	重症者 数	要救出者 数		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
冬の朝 5時	426	3,396	667	967	16,407	6,775	12,744	8
夏の昼 12時	159	2,780	444	443				9
冬の夕方 18時	248	2,374	418	606				24

瑞浪市

時間	人的被害				避難者数 (建物被害 及び焼失)	建物被害		炎上 出火件数
	死者 数	負傷者 数	重症者 数	要救出者 数		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
冬の朝 5時	5	181	9	22	1,427	158	1,016	0
夏の昼 12時	2	92	7	11				0
冬の夕方 18時	3	101	6	14				1

(3) 屏風山・恵那山及び猿投山断層を震源断層とする地震

中津川市

時間	人的被害				避難者数 (建物被害 及び焼失)	建物被害		炎上 出火件数
	死者 数	負傷者 数	重症者 数	要救出者 数		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
冬の朝 5時	666	4,199	1,046	1,502	21,429	10,587	13,508	12
夏の昼 12時	251	4,330	814	716				14
冬の夕方 18時	389	3,386	713	959				33

瑞浪市

時間	人的被害				避難者数 (建物被害 及び焼失)	建物被害		炎上 出火件数
	死者 数	負傷者 数	重症者 数	要救出者 数		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
冬の朝 5時	164	1,030	280	708	10,829	3,206	3,744	4
夏の昼 12時	62	829	168	331				5
冬の夕方 18時	96	729	169	448				11

第2章 地震災害予防

第1節 防災協働社会の形成推進

風水害等対策編第2章第1節「防災協働社会の形成推進」を準用する。

第2節 震災に関する調査研究

1 基本方針

日本の国土において地震災害では、さまざまな災害が同時に広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化や地下街の発達、軟弱地盤地帯における大規模開発、さらには高速道路やライフライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急対策について古文書の分析等の歴史学等も含めた統合的かつ科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

地震の想定にあつては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去にさかのぼって地震の発生等をより正確に調査するものとする。

被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果を、できるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには、一定の限界があることに留意するものとする。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、それに基づき市民への防災広報活動の充実を図っていくことが大切である。

2 対策

岐阜県では、具体的な地震防災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施している。

岐阜県地震被害想定調査（平成10年3月）

岐阜県東海地震等被害想定調査（平成15年7月）

岐阜県東海地震等被害対応シナリオ業務報告書（平成16年8月）

岐阜県東海・東南海・南海地震等被害想定調査（平成25年2月）

岐阜県内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査（平成31年2月）

市では、こうした調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。

第3節 防災思想・防災知識の普及

1 方針

地震災害を最小限に食い止めるには、市や防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが、日頃から「自らの生命は自らが守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であり、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。

なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 アクション

「自分は大丈夫だろう」「まだ大丈夫だろう」。人間には、そう思いたがる「心の癖」がある。まず、<いま><ここで>大地震が起きたとしたらと想像してみる。

どうやって避難するのか？家族との連絡は取れるのか？助かった後の水や食料は？

やがて来る「そのとき」を想像して、いますべき備えを実行に移さなければならない。

3 実施責任者

- ・ 市
- ・ 防災関係機関

4 実施内容

(1) 市民に対する普及

市、防災関係機関等は、市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、恵那市防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

特に恵那市固有の次の施設の利用については積極的に取り組む。

1. 恵那市防災センターの地震災害に対する学習機能
2. 恵那市が所有する地震体験車「震ちゃん」

なお、防災知識の普及に当たっては、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること、及び早期避難の重要性を市民に周知し、市民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

緊急地震速報・・・気象庁が発表する情報

市民の適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

《防災思想知識の普及内容の例》

- ① 地震に関する一般知識
- ② 建物の点検と補強方法
- ③ 家具等の固定方法
- ④ 危険地域等に関する知識
- ⑤ 生活必需物資等の備蓄
- ⑥ 地震発生時の心得
- ⑦ 地震が予知された場合の心得
- ⑧ 自主防災組織の活動と各自の役割
- ⑨ 応急救護の方法
- ⑩ 避難方法（避難路、避難場所等）
- ⑪ 災害弱者を守るための防災知識
- ⑫ 情報入手の方法
- ⑬ 防災関係機関が講ずる地震対策

《普及の方法の例》

- ① 自主防災組織単位の講演会の開催
- ② 自治会、PTA等の会合等の利用
- ③ 多様な社会活動の機会を利用
- ④ 恵那市防災センターの利用（防災研修会、地震体験車等）
- ⑤ 県広域防災センターの利用（展示教育設備）
- ⑥ 地震手引書等の作成・配布
- ⑦ 広報えな、新聞、パンフレット、チラシ等を通じての広報
- ⑧ 相談窓口の設置

(2) 児童生徒等に対する普及

市は、県教育委員会の指導のもと、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や地域の方、保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

学校（園）等は、地震の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

(3) 職員に対する防災教育

市、防災関係機関等は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各職域において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行うものとする。

《教育内容の例》

- ① 地震に関する一般知識・専門的知識
- ② 現在講じられている地震対策
- ③ 今後の取組むべき課題
- ④ 組織の防災体制
- ⑤ 職員の取るべき行動（事前・発生後・予知があった場合）
- ⑥ 防災活動に関する基礎知識（防災資機材の使用法・応急手当）

(4) 災害伝承

市、防災関係機関等は、市民や児童生徒等に防災知識の普及を行うに当たり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、市民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(5) 企業防災の推進

市は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定支援に努めるものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(6) 防災訓練への積極的参加

市、防災関係機関等は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）、市民、企業等に対して、防災訓練に積極的に参加するよう啓発に努め、共に充実した訓練となるよう取り組むものとする。

(7) 「岐阜県地震防災の日」の設定

岐阜県地震防災対策推進条例に基づき、濃尾大震災（明治 24 年 10 月 28 日発生）が発生した 10 月 28 日を「岐阜県地震防災の日」と定め、地震及び地震災害に関する意識を高め、地震防災の活動の一層の充実を図るものとする。

市は、地震防災対策の取り組みの状況を点検するとともに、防災意識の向上を図るための啓発活動の実施に努めるものとする。

市民、事業者は、地震災害に備え実施する安全確保に必要な対策の状況を点検し、その一層の充実を図るよう努めるものとする。

(8) 「岐阜県防災点検の日」の設定

濃尾大震災にちなみ毎月 28 日を「岐阜県防災点検の日」と定め、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施するものとする。

市は、「岐阜県防災点検の日」に当たり、市の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検するとともに、市民等の点検を啓発するものとする。

市民、地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）、事業者、防災関係機関等は、それぞれ毎月 1 回、「県防災点検の日」に防災に関する点検を行い、突然の被害に備えるものとする。

《防災点検の例》

- | 〈個人〉 | 〈家庭〉 | 〈地域〉 |
|---------------|----------------|---------------|
| 1 消火器の操作方法 | 1 家族の役割 | 1 自主防災体制 |
| 2 応急手当の処置方法 | 2 非常持ち出し品 | 2 地域住民の把握 |
| 3 火災防止対策 | 3 災害弱者の避難対策 | 3 緊急避難カードの作成 |
| 4 非常持ち出し品 | 4 地域住民への連絡系統 | 4 非常持ち出し品 |
| 5 災害情報の入手方法 | 5 灯油等危険性物質の確認 | 5 防災資機材 |
| 6 緊急時の連絡先 | 6 家族の連絡方法、集合場所 | 6 警察・消防への連絡系統 |
| 7 災害が発生した時の行動 | 7 お年寄り等の避難対策 | 7 消防水利・施設 |
| 8 家具等の落下・転倒防止 | 8 家の外回り | 8 物資等の搬送場所 |
| 9 避難場所 | 9 避難場所までの危険箇所 | 9 危険箇所 |
| 10 避難路 | 10 避難場所・避難路 | 10 避難場所・避難路 |

第4節 防災訓練

1 方針

地震災害発生時において、市計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災訓練を継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。

2 実施責任者

- ・ 市
- ・ 地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）
- ・ 防災関係機関

3 実施内容

(1) 総合防災訓練

市は、地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）、市民、防災関係機関、企業、NPO・ボランティア等と連携して、毎年8月30日から9月5日までの「防災週間」期間中に、恵那市の各自治連合会及び各自治会が主体となった防災訓練を実施する。

訓練では、訓練の目的を具体的に設定した上で、内陸型大規模地震を想定した訓練、東海地震を想定した予知情報対応訓練など、地震規模や被害の想定を明確にするものとする。

また、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努めるものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

(2) 地域の訓練

地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）は、それぞれの地域特性に応じた訓練計画を定め、自主的な訓練を実施するとともに、市が計画する総合防災訓練等に関係組織として連携して総合的な訓練を実施する。

(3) 広域災害を想定した防災訓練

市は、他の市町村や県等と、複数の県や市町村に及ぶ様々な災害を想定した机上訓練に参加し、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

(4) その他の地震防災訓練

市、防災関係機関等は、機関ごとに次の地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行うものとする。

ア 通信連絡訓練

災害時における情報の収集伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練

イ 実働訓練

初動体制を確保するための職員の動員訓練、情報連絡員や応援職員等の受援又は派遣訓練

ウ 図上訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する要員に対し、多様な想定による図上訓練や実地的な災害対処訓練（ロールプレイング方式）を行うものとする。

地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）、市民、施設、企業等は、それぞれの自主防災組織の訓練計画を定め、市の防災訓練等に参加するとともに、自主的な訓練に努める。

(5) 防災関係機関等の実施する防災訓練への支援

市は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について、積極的に協力支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの市民の参加を図っていくものとする。

(6) 訓練の検証

市、地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）等は、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員、地域防災リーダー等の教育訓練を行い、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第5節 広域応援・受援体制の整備

風水害等対策編第2章第6節「広域応援・受援体制の整備」を準用する。

第6節 緊急輸送網の整備

風水害等対策編第2章第7節「緊急輸送網の整備」を準用する。

第7節 防災通信設備等の整備

風水害等対策編第2章第8節「防災通信設備等の整備」を準用する。

第 8 節 火災予防体制

風水害等対策編第 2 章第 9 節「火災予防体制」を準用する。

第 9 節 地域の孤立防止

風水害等対策編第 2 章第 1 3 節「地域の孤立防止」を準用する。

第 10 節 避難所等と避難体制

風水害等対策編第 2 章第 1 4 節「避難所等と避難体制」を準用する。

第 11 節 必需物資の確保体制

風水害等対策編第 2 章第 1 5 節「必需物資の確保体制」を準用する。

第 12 節 要配慮者・避難行動要支援者支援

風水害等対策編第 2 章第 1 6 節「要配慮者・避難行動要支援者支援」を準用する。

第 13 節 医療救護体制の整備

風水害等対策編第 2 章第 1 7 節「医療救護体制の整備」を準用する。

第 14 節 防疫体制

風水害等対策編第 2 章第 1 8 節「防疫体制」を準用する。

第 15 節 まちの不燃化・耐震化

1 方針

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生した。

このため、建築物の耐震化・不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進することが必要であり、災害廃棄物の発生を抑制する意味でも、想定を超える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 建築物の防災対策

市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号））に基づき、計画的な耐震化を促進していくものとする。

ア 防災上重要な建築物の耐震性確保

大規模な地震による災害時に応急対策活動の拠点となる市有施設を、防災上重要建築物として指定し、耐震化対策を講ずる。また、耐震診断及び耐震補強工事を推進するものとする。

《主な防災上重要な主な建築物》

市役所庁舎、振興事務所	災害対策本部
小学校、中学校、公民館等	避難収容拠点
福祉施設等	要介護施設

イ 一般建築物の耐震化の促進

建築物の所有者又は管理者に対し、耐震診断、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、積極的に耐震化を促進するものとする。

ウ 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が、地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき、平常時から事前に準備しておくよう努めるものとする。

ウー1 危険度判定活動の普及啓発

判定士の養成に努め、危険度判定活動の普及啓発を行うものとする。

ウー2 震前判定計画、震前支援計画の作成

被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め震前判定計画を作成するものとする。

ウー3 研修機会の拡充

被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め判定士を対象とした判定訓練を実施し、判定技術の向上を図るものとする。

エ その他の安全対策

市及び建築物の所有者等は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずるものとする。特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進めていくものとする。

(2) 建築物の不燃化の促進

建築物が密集し、地震による火災により多くの被害を生ずる恐れのある地域を、防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進するものとする。

(3) 道路、河川施設等の防災対策

ア 道路・橋梁等の整備

各道路管理者は、地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の整備を推進するものとする。

アー1 災害に強い道路ネットワークの整備

大規模地震発生時における災害応急活動及び警戒宣言発令時の対策活動の実施に必要な要員、物資等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルート確保が可能となるよう必要な道路整備を推進するものとする。

アー2 道路橋等の耐震性の向上

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

既設橋梁については、複断面の高架橋（下に並行して道路がある高架橋）、跨線橋（鉄軌道をまたぐ橋）、跨道橋（他の道路をまたぐ橋）や緊急輸送道路等の緊急度の高い橋梁から、橋脚の補強、落橋防止措置（橋桁が乗っている部分の拡幅、桁どうしの連結など大地震発生時でも橋桁が下に落ちないように防止する装置）を順次整備し、地震による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行い得る性能を確保する。また、液状化が生じる可能性が高い地域の橋梁において万が一被災しても、短時間で緊急輸送道路としての機能を果たせる程度に回復するように弱点となる部分の事前対策を実施する。

アー3 ライフライン共同収容施設の整備

地震災害発生時において、電気、電話、通信、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設

である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

イ 河川等の整備

河川管理者は、次のとおり、安全と利用の両面から河川施設の整備を推進するものとする。

イ-1 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

イ-2 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。また、高水敷を利用した緊急河川敷通路の検討・整備を図る。

イ-3 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。

イ-4 河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。

(4) 都市の防災対策

ア 都市防災の推進

過密化した都市の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地の整備の施策を総合的に展開し、都市の防災構造化を図るものとする。

イ 防災空間の確保

イ-1 緑の基本計画の策定

都市緑地法に基づき緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）を策定し、防災空間の確保に努めるものとする。

イ-2 緑地保全地区の指定

都市緑地法に基づく緑地保全地区等の地域指定の拡大を推進し、防災空間の確保に努めるものとする。

イ-3 都市公園の整備

都市公園の計画的な整備拡大を図り、延焼防止あるいは避難場所として防災効果を発揮する防災空間の確保に努めるものとする。

ウ 市街地の開発等

ウ-1 市街地再開発の推進

低層の木造建築物が密集し生活環境の悪化した市街地について、市街地再開発事業、優良再開発建築物整備促進事業、市街地再開発資金融資制度の事業等を推進し、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努めるものとする。

ウ-2 住環境整備事業の推進

市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図るものとする。

ウ-3 土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを促進するものとする。

エ 空家等の状況の確認

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第16節 地盤の液状化の被害軽減

1 方針

恵那市を震源とした地震はもとより、遠隔地で発生した地震においても、それが長周期地震動を伴い、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられることから、埋立地や旧河道等の液状化の恐れのある箇所を初めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討しその結果に基づいて、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 液状化危険度に関する意識啓発

現在ある液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過など把握をすすめ、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する意識啓発を行う。

特に、液状化現象により、ライフラインの被害、堤防の被害等があることを市民に周知し、それによりライフラインの断絶による水道、電気等の供給停止等に対する自己防衛対策を講じるよう、啓発を行うものとする。

(2) 液状化危険度調査の見直し

揺れの時間を考慮した、精度の高い液状化危険度マップを作成し、平素から液状化危険度を把握するとともに、市民に対する危険度の周知に努めるものとする。

(3) 基幹交通網における耐震化の推進

液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行うものとする。

(4) 堤防の液状化対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害等の複合災害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化対策等を適切かつ優先的に行うものとする。

(5) ライフライン施設等の液状化対策

ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など、液状化が発生した場合でも施設等の被害を防止する対策を実施することとする。

第 17 節 災害危険区域の防災事業の推進

1 方針

恵那市の面積は、504.19km² で、その約 8 割は山地であり、がけ崩れ、山崩れの危険性がかかっている。

また、大規模な地震が発生した場合、これらの被害により、一瞬にして多くの人命を失い、また広範囲に人命が危険にさらされる恐れがあり、防災事業の推進が必要である。

このため、災害危険区域を把握し、関係機関及び市民に周知徹底するとともに、緊急度の高い箇所から防災事業の推進を図る。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 土地利用の適正誘導

地盤災害の予防対策として、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤災害の予防を検討する必要がある。

この他、地盤災害が発生すると思われる地域の人々へは、防災カルテや防災マップ等により正しい知識の普及に努め、周知徹底を図る必要がある。

(2) 宅地造成の規制誘導

宅地造成等規制法や都市計画法の開発許可制度によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、擁壁の技術基準など、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を進める。また、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずる恐れが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行うものとする。

(3) 土砂災害防止事業

ア 砂防

土石流発生による被害が大きいと予想される人家密集地区に係る溪流等を重点に、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を実施

イ 地すべり

地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、人家密集地区及び下流地域への影響の大きい地区を重点に、地すべりを助長、又は誘発する原因、機構及び規模に応じ、対策工事を実施

ウ 急傾斜地

急傾斜地（傾斜角 30 度以上、がけ高 5m 以上）の崩壊による被害を軽減するた

め、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所については対策工事を実施

(4) 治山事業

山腹崩壊地及び危険地、荒廃溪流及び荒廃のきざしのある溪流等について、復旧治山事業及び予防治山事業の推進を図る。また、森林機能の低下している森林については、保安林整備事業等によって森林の造成を推進するものとする。

(5) ため池の整備（ダム）

ため池のうち設置年次が古いこと等によりダム及びその施設が老朽化し、ダム決壊により下流域に洪水の発生の恐れのあるものについて、緊張度の高いものから順次堤体断面の補強、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図るものとする。

市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図るものとする。

(6) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるため、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。

また、既存の土地造成地にあつて、崩壊等の危険のある土止め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導するものとする。

さらに土砂災害の恐れのある区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、県は市の意見を聴いて、災害の恐れのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により著しい危害が生じる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特別警戒区域については、新たな住宅等の立地抑制を図り、市は警戒区域ごとに土砂災害に係る情報伝達及び警戒避難体制の整備を図り、土砂災害から市民の生命を守るよう努めるものとする。

なお、市民には土砂災害警戒区域等及び非常時の避難場所を記載した土砂災害危険区域図（ハザードマップ）を作成・配布するとともに、土砂災害警戒区域等表示看板を設置し、周知を行う。

(7) 液状化対策

県が実施した被害想定調査の地盤の地震動及び液状化判定図に基づき、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、市民等に周知徹底を図っていくものとする。

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示したマップ及び液状化被害の危険性を示したハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

(8) 住宅移転事業

ア 防災のための集団移転促進事業

災害危険区域のうち、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団移転を促進することが適当と認められる区域について、防災のための集団移転促進事業の実施の促進を図るものとし、移転者に対しては、生活確保に必要な援助を行うよう努めるものとする。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

県建築基準条例で指定した災害危険区域、同条例で建築を制限している区域及び土砂災害特別警戒区域等に存する住宅で移転を必要とするものについては、がけ地

近接等危険住宅移転事業の実施の促進を図るものとし、本制度の活用について、市民の積極的な協力を得るよう努めるものとする。

第 18 節 ライフライン施設の被害軽減

風水害等対策編第 2 章第 2 6 節「ライフライン施設の被害軽減」を準用する。

第 19 節 文教関係の安全確保

風水害等対策編第 2 章第 2 7 節「文教関係の安全確保」を準用する。

第 20 節 大規模停電対策

風水害等対策編第 2 章第 3 6 節「大規模停電対策」を準用する。

第3章 地震災害応急対策

第1節 活動体制

第1項 災害対策本部運用計画

1 計画の方針

災害が発生する恐れのある場合、又は発生した場合、市本部の運用計画は次によるものとし、その活動体制を確立し、被害の拡大を防止する。

2 体制等

地震により揺れを観測したとき、あるいは災害が発生した場合の体制及び市本部の設置基準は次のとおりとする。

体制	本部の設置	設置基準
警戒体制	なし	・震度4の揺れを観測したとき。
第1次非常体制	災害対策本部	・震度5弱の揺れを観測したとき。 ・東海地震注意情報が発表されたとき。 ・市本部長がこの体制を必要と認めたとき。
第2次非常体制	災害対策本部	・災害が発生し大規模な被害が予想される時。 ・震度5強以上の揺れを観測したとき。 ・東海地震警戒宣言が発令されたとき。 ・市本部長がこの体制を必要と認めたとき。

市本部長は、上記の設置基準のほか、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）が発表された場合、その情報の内容に応じ必要な体制をとるものとする。

上記の体制による各配備基準（人員）は、恵那市災害対策本部配備基準表（資料編）のとおりとする。

3 指揮命令の系統について

順位を次のとおり定め、市本部長（市長）不在時等には次の順の者が代行する。

- 第1順位 市長（本部長）
- 第2順位 副市長（副本部長）
- 第3順位 教育長（副本部長）
- 第4順位 総務部長

4 体制等の伝達

市本部の設置、あるいは解散を決定した場合は、すぐに伝達できるよう伝達方法を定めておくものとする。

5 市本部の開設場所

市本部の設置場所は次による。

- (1) **警戒体制**
市本部は設置されない。それぞれの部等において活動するものとする。
- (2) **非常体制（第1次、第2次）**
市本部を設置する。設置場所は次のとおりの順位とする。
 第1順位：西庁舎3階災害対策室
 第2順位：恵那市消防防災センター
 第3順位：被災を免れた他公共施設、その他本部長の指示する場所
 （岩村振興事務所等）

6 災害対策本部の組織及び業務分担

災害対策本部の組織及び業務分担は、恵那市災害対策本部条例及び恵那市災害対策本部条例施行規則に定めるところにより、市の各部課等は、それぞれ対策本部の部、班を編成し、災害対策の対応に当たる。

なお、市本部要員の活動内容は次のとおりとする。

要員	活動内容
本部連絡員	本部長等の命令、指示等の伝達 本部及び関係部班間の情報の伝達 その他必要な連絡事項
緊急初動特別班員 (現地緊急初動特別班員)	市本部（現地本部）に直ちに参集し速やかに市本部（現地本部）を立ち上げる 情報の収集等の初動体制をとる

災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

7 災害対策本部会議

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ災害対策本部会議を招集する。本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。

ただし、必要に応じ、防災関係機関を出席させることができる。

なお、協議事項はおおむね次のとおりとする。

- (1) 市内の被害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項
- (2) 市本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項
- (3) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
- (4) その他災害対策上重要な事項

8 現地災害対策本部

市本部の体制及び設置基準に基づき、現地の状況をいち早く収集し、連絡体制を確立するため設置するものとする。

設置（開設）の場所

第1順位：各振興事務所

第2順位：被災を免れた他公共施設、その他本部長の指示する場所

9 警戒体制及び非常体制時の宿日直

警戒体制及び非常体制時の宿日直は、体制状況に応じて次のように強化を図るものとする。

- (1) 市役所の宿日直は、総務部長の判断により職員を増員する。
- (2) 振興事務所にあつては所長の判断により所属職員を勤務させる。

また、必要に応じて他からの職員の増員を行う。

10 市内の震度計の設置状況

気象庁が発表する震度観測点

	震度場所の表記	設置場所	設置者
1	恵那市長島小学校	長島小学校	(独)防災科学技術研究所
2	恵那市長島町	恵那市役所	岐阜県
3	恵那市岩村町	岩村振興事務所	岐阜県
4	恵那市山岡町	山岡振興事務所	岐阜県
5	恵那市明智町	明智振興事務所	岐阜県
6	恵那市串原	串原振興事務所	岐阜県
7	恵那市上矢作町	上矢作小学校	岐阜県

(独)防災科学技術研究所の強震観測点

	観測点コード・観測点名	設置場所	設置者
1	GIF019 恵那	恵那文化センター	(独)防災科学技術研究所
2	GIF024 明智	明智コミュニティセンター	(独)防災科学技術研究所

第2項 職員動員計画

1 職員の心得

市職員は、震度情報等に注意し、震度4以上を観測したとき、又は災害が発生したときは、速やかにそれぞれ所定の部所につくものとする。

2 職員の動員方法

(1) 警戒体制の計画

体制をとる部ごとに、毎年度当初に次により警戒待機班を編成するものとする。

ア 職員の動員の系統

イ 活動順序

ウ 連絡の方法等

(2) 非常体制（第1次、第2次）の計画

体制をとる部ごとに、毎年度当初に必要な人員の体制を編成するものとする。

第 2 節 広域応援要請

風水害等対策編第 3 章第 2 節「広域応援要請」を準用する。

第 3 節 ボランティア活動

風水害等対策編第 3 章第 3 節「ボランティア活動」を準用する。

第 4 節 自衛隊災害派遣要請

風水害等対策編第 3 章第 4 節「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第 5 節 交通応急対策

風水害等対策編第 3 章第 5 節「交通応急対策」を準用する。

第 6 節 通信の確保

風水害等対策編第 3 章第 6 節「通信の確保」を準用する。

第 7 節 地震情報の受理・伝達

1 方針

災害応急対策活動に役立てるため、地震情報を迅速かつ的確に連絡する。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 地震情報の発表

気象庁（岐阜地方気象台）から、県内に設置した観測点で震度 1 以上を観測した場合に、

「震度速報」
「震源に関する情報」
「震源・震度に関する情報」
「各地の震度に関する情報」
「地震回数に関する情報」

等を発表・伝達される。

(2) 地震情報等の伝達体制

地震情報等は、「風水害等対策編 災害応急対策 警報・注意報・情報等の受理伝達」の系統図に示す経路に準じて、迅速的確に伝達するものとする。

地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに市民等に伝達するとともに、避難の指示等の措置を行うものとする。

(3) 緊急地震速報の発表、伝達

気象庁から、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報が発表され、市は、受信した緊急地震速報を防災行政無線等により市民等への提供に努めるものとする。

第 8 節 関係機関との地震災害情報等の収集・伝達

風水害等対策編第 3 章第 8 節「関係機関との災害情報等の収集・伝達」を準用する。

第 9 節 災害広報

風水害等対策編第 3 章第 9 節「災害広報」を準用する。

第 10 節 消防・救急・救助活動

1 方針

大規模地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるため、消防団員はもとより市民、事業者あげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保をはじめ、重要な地域、対象物の防ぎよと救助・救急活動等に当たり、激甚な大規模災害等から地域住民の生命、身体を保護する。

特に、発災当初の 7 2 時間は、救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

以下は、風水害等対策編第 3 章第 10 節「消防・救急・救助活動」を準用する。

第11節 浸水対策

1 方針

大規模な地震が発生し、地震による外力や地盤の液状化により堤防の崩壊、水門、樋門、ダム、ため池等の決壊等が生じ、浸水の恐れがある場合又は浸水による被害に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急措置を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

2 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 河川管理者・関係施設の管理者 ・ 水防管理者 |
|--|

3 実施内容

(1) 水防情報の収集

ア 河川管理施設等の被害状況の把握

河川管理者及び発電ダム、ため池など河川に関係する施設の管理者は、地震による施設被害の状況を速やかに把握するとともに、他の管理者や関係機関との連絡を密にし、状況の掌握に努めるものとする。

水防管理者は、河川管理者やその他の管理者との連絡を密にし、その区域における水害発生の際の情報収集に努めるものとする。

イ 気象状況の把握

河川管理者等は、地震災害発生後の気象状況に留意し、施設被害が生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生への恐れ、また、洪水の発生等の可能性などに注意するものとする。

(2) 水防活動

ア 水防体制

地震発生後、さらに洪水の来襲が想定されるなど、水害による被害が予想される場合、水防管理者は水防体制をとるものとする。

イ 水防計画

指定水防管理団体等及び市の応急措置、水防活動に関する計画は、それぞれが定める水防計画による。

(3) 応援要請

水防管理者は、相互に協力するとともに、水防上必要があるときは他の水防管理者の応援を要請する。要請を受けた水防管理者は、自らの管理区域における水防活動に支障のある場合を除いて、要請に従い、できる範囲で応援をするものとする。

第12節 県防災ヘリコプターの活用

風水害等対策編第3章第12節「県防災ヘリコプターの活用」を準用する。

第13節 孤立地域対策

風水害等対策編第3章第13節「孤立地域対策」を準用する。

第14節 災害救助法の適用

風水害等対策編第3章第14節「災害救助法の適用」を準用する。

第15節 避難対策

1 方針

地震災害発生時においては、家屋倒壊、火災、がけ崩れ、地すべり等の発生が予想され、とりわけ火災については、延焼が拡大することにより大きな被害を及ぼす恐れがあり、市民の避難を要する地域が数多く発生するものと予想される。市長は、災対法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、市民等の生命及び身体の安全の確保等に努める。

以下は、風水害等対策編第3章第15節「避難対策」を準用する。

第16節 建築物・宅地の危険度判定

1 方針

地震発生後、余震等による二次災害の防止と市民の安全確保を図るため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「協議会」という。）が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき、被災した建築物及び宅地の危険度判定を実施する。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 制度の概要

「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」が被災した建築物及び宅地の被害状況を調査し、余震等による二次被害に対する危険度の判定・表示等を行い市民へ情報提供する。

(2) 実施主体の責務

建築物及び宅地の被災状況に基づき危険度判定を要すると判断した場合、判定実施本部を設置し、判定活動に必要な措置を講じるものとする。併せて、被災者等への周知、状況に応じて県への判定士派遣等の支援要請を行うものとする。

第 17 節 食料供給活動

風水害等対策編第 3 章第 1 6 節「食料供給活動」を準用する。

第 18 節 給水活動

風水害等対策編第 3 章第 1 7 節「給水活動」を準用する。

第 19 節 生活必需品供給活動

風水害等対策編第 3 章第 1 8 節「生活必需品供給活動」を準用する。

第 20 節 要配慮者・避難行動要支援者対策

風水害等対策編第 3 章第 1 9 節「要配慮者・避難行動要支援者対策」を準用する。

第 21 節 帰宅困難者対策

風水害等対策編第 3 章第 2 0 節「帰宅困難者対策」を準用する。

第 22 節 応急住宅対策

風水害等対策編第 3 章第 2 1 節「応急住宅対策」を準用する。

第 23 節 医療・救護活動

風水害等対策編第 3 章第 2 2 節「医療・救護活動」を準用する。

第 24 節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬

風水害等対策編第 3 章第 2 4 節「遺体の捜索・取り扱い・埋葬」を準用する。

第 25 節 防疫・食品衛生活動

風水害等対策編第 3 章第 2 5 節「防疫・食品衛生活動」を準用する。

第 26 節 保健活動・心のケア活動

風水害等対策編第 3 章第 2 6 節「保健活動・心のケア活動」を準用する。

第 27 節 環境衛生（ごみ・し尿）活動

風水害等対策編第 3 章第 2 7 節「環境衛生（ごみ・し尿）活動」を準用する。

第 28 節 愛玩動物等の救援

風水害等対策編第 3 章第 2 8 節「愛玩動物等の救援」を準用する。

第 29 節 災害義援金の募集配分

風水害等対策編第 3 章第 2 9 節「災害義援金の募集配分」を準用する。

第 30 節 救援物資の募集配分

風水害等対策編第 3 章第 3 0 節「救援物資の募集配分」を準用する。

第31節 公共施設の応急対策

1 方針

大規模地震発生時には、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想され、特に道路、河川をはじめとした公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であり、また地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要となる。また、本市の大部分を占める山地では、地震発生時に土石流や大規模崩壊とこれに伴いせき止められてできたダムが形成され、決壊する恐れがあるため、これらの事象にも的確に対応する必要がある。

そのため、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

以下は、風水害等対策編第3章第3.2節「公共施設の応急対策」を準用する。

第32節 ライフライン施設の応急対策

以下は、風水害等対策編第3章第3.3節「ライフライン施設の応急対策」を準用する。

第33節 文教関係の応急対策

第1項 文教対策

1 方針

大規模地震が発生した場合、学校教育においては児童生徒等の安全確保が第一であるが、安否確認等に困難が生ずる。また、学校等の再開については、教育施設が避難所として使用され、その使用が長期化する場合、教育の再開時期が問題となる。

そのため災害発生時に、早急に教育施設の確保を図る等応急対策を実施するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

以下は、風水害等対策編第3章第3.4節「文教関係の応急対策」を準用する。

第 34 節 災害警備活動

1 方針

長期の避難生活に疲れた被災者が苦難に打ち勝って立ち直るには、安心して生活が送れる治安の確保が不可欠である。早期に警備体制を確立して、市民の安全の確保、被災地並びにその周辺における警戒警備の強化及び不法事案等の予防・取締り等の徹底を図り社会秩序の維持に努める。

2 実施内容

(1) 多様な手段による各種情報の収集と早期実態把握

ア 警察は、警備対策を的確に推進するために各種情報を積極的に収集し、被災状況、交通情報等の早期実態把握に努めるものとする。

イ 交番、駐在所、パトカー、白バイ等勤務員から情報収集するとともに、ヘリコプターを早期に出動させ、上空からの被害情報の収集に努めるものとする。

(2) 被災地、避難所、重要施設等の警戒警備の強化

被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブルを防止するため、被災地及びその周辺における自主防災隊等の防犯パトロールの強化、警戒員の配置、避難所等の定期的な巡回等を行うほか、状況によっては臨時交番、臨時困り事相談所等の開設に努めるものとする。

(3) 不法事案等の予防及び取締

犯罪情報の収集及び不穏動向を把握し、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の予防及び取締りに重点を置くほか、居住地における混乱の発生防止、流言飛語の防止等の活動を積極的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

また、鉄砲火薬類所有者等に対し、窃盗、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めるものとする。

(4) 地域安全活動への指導、連携

地域の自主防災組織、防犯団体等の自主防犯活動が効果的に推進されるよう積極的な指導、支援に努めるとともに、警備業者に対して防犯活動の強化を要請するものとする。

第 35 節 大規模停電対策

以下は、風水害等対策編第 3 章第 4 2 節「大規模停電対策」を準用する。

第4章 東海地震に関する事前対策

第1節 総則

第1項 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意報が発表された場合に、地震防災上実施すべき応急の対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

なお、「東海地震に関する事前対策」では、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）第6条の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」）は、岐阜県下では隣接の中津川市のみであるが、強化地域に指定されていない当恵那市においても局地的に被害が発生することが予想されるため、その事前対策について必要な事項を定め、東海地震の予防体制の推進を図ることを目的とする。

第2項 東海地震に関する事前対策の性質

- 1 「東海地震に関する事前対策」は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、市のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- 2 「東海地震に関する事前対策」は、一部警戒宣言前を含み、主として、警戒宣言時から地震発生までの間における事前応急対策を定める。地震発生後は、「第3章 地震災害応急対策」に定めるところにより対処するものとする。
- 3 「東海地震に関する事前対策」に基づき、市及び関係機関はそれぞれ必要な具体的対策等を定めその実施に万全を期するものとする。

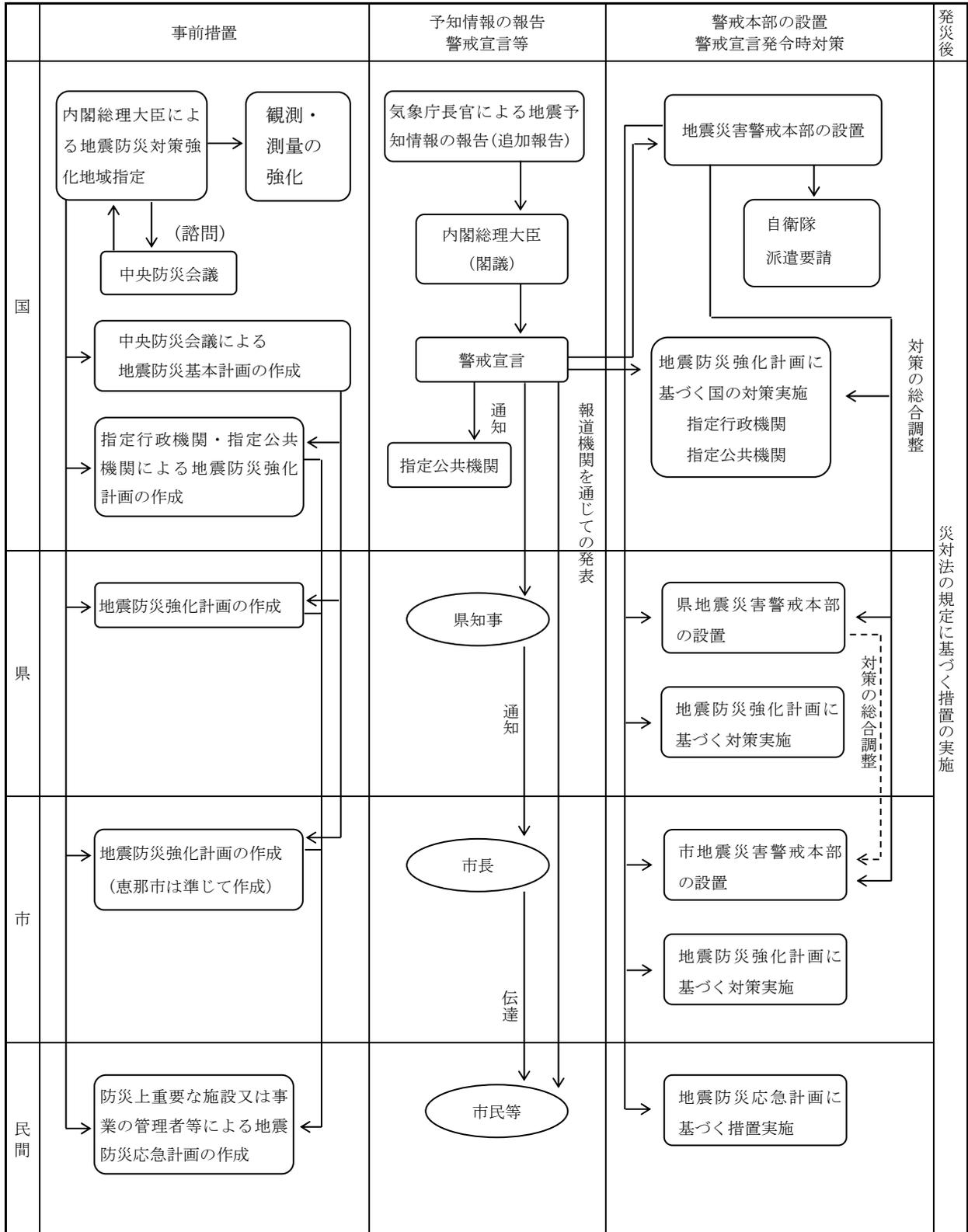
第3項 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

地震防災に関し、処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第2節に準ずる。

第4項 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。

体系図



第5項 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言発令前において、東海地震注意情報（以下、「注意情報」という。）に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言時対策の円滑な実施のため、時間を要する準備行動で、警戒宣言前から準備をしておくことが望ましい対策を実施するものとする。

第6項 強化地域

岐阜県における強化地域は、中津川市1市で、恵那市は強化地域外である。

第7項 地震防災応急計画の作成

事業所等は、警戒宣言発令時等における事前対策を円滑に行うため、事前に地震防災応急対策計画を作成し、地震災害の未然防止と社会的混乱の防止を図るものとする。

第2節 活動体制

第1項 市災害対策本部

1 地震災害警戒組織

(1) 注意情報発表時

注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの準備的行動を実施するため、恵那市の体制としては市本部を設置し、第1次非常体制をとる。

(2) 警戒宣言発令時

警戒宣言が発せられた場合、その地域に係る警戒宣言発令時対策を実施するため、市本部の第2次非常体制をとる。

(3) 警戒宣言発令時対策

警戒宣言が発せられた場合、速やかに事前対策の実施及び応急対策を確立するため、下記の体制を設置する。

ア 広報対策

社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速的確な広報を実施する。

イ 事前避難対策

急傾斜地崩壊危険地域、地滑り危険地域、ため池下流の浸水危険地域の市民の安全を確保するため、自主防災組織と連携し、警察の協力を得て迅速、的確な避難対策を実施する。

ウ 消防・水防

居住者等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生直後の水火災等の混乱に備える。

エ 交通対策

交通の混乱を防止するため、一般道路の交通規制、道路の運行規制を実施する。

オ 緊急輸送対策

緊急輸送は必要最小限度にとどめるとともに、緊急輸送の対象範囲、緊急輸送の輸送車両の確認を定め、また緊急輸送道路、輸送手段の確保を図る。

カ 物資等の確保対策

関係機関の協力のもとに警戒宣言発令時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等を確保するための体制を図る。

キ 保健衛生対策

避難者等のうち病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療及び助産、医薬品等の確保、清掃及び防疫に関する措置を講ずる。

ク 生活関連施設対策

水道、電気、通信、報道及び金融に関する事業を営む関係機関の円滑な実施を推進し災害に備えて迅速な応急復旧対策を整える。

ケ 公共施設対策

被災防止措置を実施し、災害発生後に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

(4) 警戒解除宣言発令時

警戒解除宣言が発せられた場合、市本部を解散するものとする。

第2項 防災上重要な施設の管理者

1 注意情報発表時

防災上重要な施設の管理者は、注意情報発表の報道に接した場合、実情に応じた準備活動を実施するものとする。

2 警戒宣言発令時

防災上重要な施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、人命の安全確保、火災、爆発等の防止措置をとるため、それぞれ応急計画等に基づき、組織的に防災活動を実施するものとする。

第3項 自主防災組織

1 注意情報発表時

地域の自主防災組織は、注意情報が発表された場合、注意情報発表の市民への周知や警戒宣言前から準備が必要な活動を実施するものとする。

2 警戒宣言発令時

地域の自主防災組織は、警戒宣言が発せられた場合、組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動するものとする。

第3節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

1 方針

地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関等は、正確かつ迅速な地震予知情報等の伝達及び居住者等に対する緊急広報を実施し、情報の収集、伝達に万全を期する。

2 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・事業者 |
|--|

3 実施内容

(1) 伝達する情報

ア 「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報（臨時及び定例）」（以下「東海地震に関する情報」という。）

イ 警戒宣言発令

(2) 伝達主体

地震予知情報等は県より市へ伝達される。

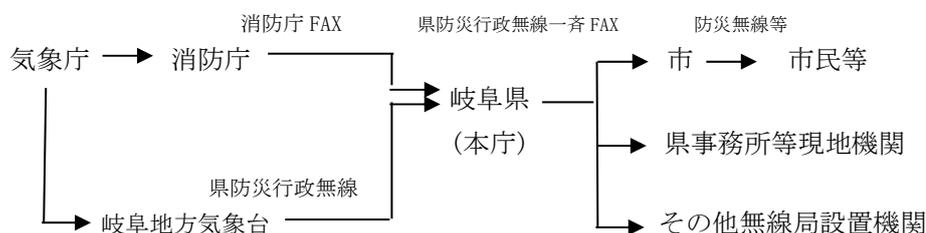
地震予知情報等が発せられた場合、その内容をサイレン、広報車、同報無線等、あらゆる手段により市民に伝達する。また、テレビ・ラジオ等を通じて伝達する。

なお、この場合、地震予知情報等の意味及び居住者等がとるべき行動を合わせて示すものとする。

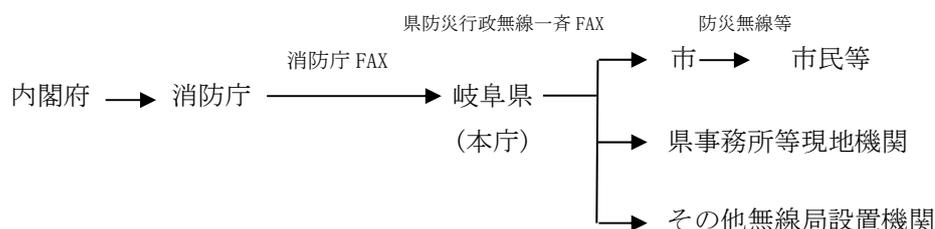
鉄道や集客施設関係の事業者は、地震予知情報等の内容を、観光客、買い物客、通勤・通学者、外国人、障がい者等に伝達するものとする。

(3) 伝達経路

ア 地震予知情報



イ 警戒宣言



《参考》

東海地震に関連する情報

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」		
情報名	主な防災対応等	
<h2 style="margin: 0;">東海地震 予知情報</h2> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">(カラーレベル 赤)</p>	<p style="text-align: center;">「警戒宣言」に伴って発表</p> <div style="float: right; text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ●警戒宣言が発せられると <ul style="list-style-type: none"> ○地震災害警戒本部が設置されます ○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>	
<h2 style="margin: 0;">東海地震 注意情報</h2> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">(カラーレベル 黄)</p>	<p>東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます ○救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます <div style="float: right; text-align: center;">  </div> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>	
<h2 style="margin: 0;">東海地震 に関連する 調査情報</h2> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報</p> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">(カラーレベル 青)</p>	<p style="font-size: 2em; margin: 0;">臨 時</p>	<p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p>
	<p style="font-size: 2em; margin: 0;">定 例</p>	<p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表されます

第4節 広報対策

1 方針

地震予知情報等が発せられた場合、地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速、的確な広報を実施する。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 広報の内容

市民等に密接に関連のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、市民等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して広報するものとする。

イ 広報の手段

ラジオ、テレビ（文字放送を含む）等報道機関への情報提供、防災行政無線、ケーブルテレビの放送、恵那市メール配信サービス、広報車、自主防災組織又は自衛消防組織等により広報を行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、必要に応じて、外国語による表示、冊子又は外国語放送などの様々な広報手段を活用して行う。

また、聴覚障がい者に対する情報伝達にも配慮するものとする。

ウ 問い合わせ窓口

市民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

エ 報道機関との応援協力関係

警戒宣言が行われた場合の報道について、あらかじめ報道協定を締結することとしており、そうした協定に基づき、必要な情報提供を行うものとする。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

上記の広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、併せて注意情報の意味や今後の推移、市民・事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。

第5節 事前避難対策

1 方針

警戒宣言が発せられた場合、急傾斜地崩壊危険地域、地すべり危険地域、ため池下流の浸水危険地域等の居住者等（以下「避難対象地区居住者」）の人命の安全を確保するため、地域の自主防災組織等と連携し、必要により警察等の協力を得て迅速、的確な避難対策を実施する。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 市の対策

ア 事前避難措置の実施

警戒宣言が発せられたとき、ただちに避難対象地区の市民などに対し、避難の指示を行うものとする。

イ 避難の指示の内容

ウ 避難措置の周知等

ウ-1 避難対象地区居住者への周知徹底

避難措置を実施したときは、その内容について避難対象地区居住者に対し、広報手段を用いて周知徹底を図るものとする。

ウ-2 県への報告等

避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、警察署と相互に連絡を取るものとする。

(2) 収容施設における措置

収容施設の所有者又は管理者の協力を得て、避難者に対し、地震予知情報等の伝達、警戒宣言発令時対策実施状況の周知、飲料水、食糧、寝具等の供与、収容施設の秩序維持、その他避難生活に必要な措置をとるよう努める。なお、避難者に対し避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合、その旨明示するものとする。

(3) 事前避難体制の確立等

警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれる事前避難体制の確立に努めるものとする。

ア 避難体制の確立

避難にあたっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図る。

イ 避難誘導等適切な対応

避難対象地区を単位に、あらかじめ把握した要配慮者の避難について、自治会、自主防災組織等の協力のもと実施する。また、外国人、出張者、旅行者等について

は、関係事業所と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

ウ 避難方法

避難対象地区の居住者等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の市民等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。

(4) 避難対象地区居住者以外の市民等の対応

警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区外の居住者等は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておく。

警戒宣言発令時には各自で食料等の生活必需品を確保するよう、平常時から周知徹底する。また、生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車両の確保等必要な措置を講じるものとする。

(5) 警戒宣言前からの準備的行動

事前避難対策は、警戒宣言前から準備的行動において、最も重要な対策となるため、確実に実施されることが必要である。

ア 学校等

学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や、児童・生徒の保護者への引き渡し等安全確保措置を行うものとする。

イ 災害時要援護者

各施設管理者は、高齢者、障がい者、病人等要配慮者の実情に合わせた安全施策を図るものとする。

第6節 消防・水防

1 方針

消防機関及び水防管理団体は、警戒宣言が発せられた場合、市民等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水害及び混乱等に備える。

2 実施責任者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・水防管理団体 |
|---|

3 実施内容

(1) 消火対策

警戒宣言が発せられた場合、市民等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- ア 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- イ 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達
- ウ 火災発生防止、初期消火についての市民等への広報
- エ 自主防災組織等の活動に対する指導
- オ 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導

(2) 水害予防

水防管理団体は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずるものとする。

- ア 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- イ 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達
- ウ 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備
- エ 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・市や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

(3) 警戒宣言前からの準備的行動

消防機関や水防管理団体は、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施するものとする。

第7節 交通対策

1 方針

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため、一般道路の交通規制、鉄道の運行制限を実施する。

2 実施責任者

- ・市
- ・道路管理者
- ・鉄道事業者
- ・路線バス事業者
- ・運転者

3 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

道路管理者は、道路の点検を行い危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上の必要な措置をとるとともに、報道機関に依頼し広報するものとする。

イ 交通規制

交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、市民等の円滑な避難と緊急輸送を確保するため、県警察により交通規制が実施される。

イ-1 一般道路

警戒宣言が発せられた場合、一般道路における車両の通行制限は次のとおりである。

- ① 中津川市での車両の走行は極力抑制
- ② 中津川への車両の流入は極力制限
- ③ 中津川市からの車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ-2 中央自動車道

警戒宣言が発せられた場合、土岐インターチェンジから長野県境間が通行止めになる。

飯田山本インターチェンジから中津川市への流入が制限される。

ウ 運転者のとるべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

ウ-1 走行中の車両

走行中の車両は、次によるものとする。

- ① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速

走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。

- ② 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しない。

ウ-2 その他

避難のために車両は使用しない。

エ 鉄道の運転

鉄道事業者は、警戒宣言が発せられた場合の鉄道機関の列車運行は、次によるものとする。

エ-1 JR中央本線（勝川～恵那、坂下～南木曾） 東海旅客鉄道株式会社

① 注意情報発表時

旅客列車は、運行を継続する。ただし、長距離夜行列車及び貨物列車については強化地域への進入を禁止する。

② 警戒宣言発令時

旅客列車は、勝川～恵那間で折り返し可能な駅間（春日井～瑞浪）の運転を、定められた運転速度により可能な限り確保する。坂下以北で折り返し可能な駅間（南木曾以北）の運転を、定められた運転速度により可能な限り確保する。

長距離夜行列車及び貨物列車については、強化地域への進入禁止を継続する。

貨物列車は、強化地域内への進入禁止を継続する。その他の列車は、運転状況等を勘案し可能な範囲で定められた速度で運転する。

エ-2 明知鉄道 明知鉄道株式会社

① 注意情報発表時

中津川市内（阿木～飯沼）運転中の列車は、原則としてそのまま運転を継続し、中津川への進入列車は運転規制の準備を行う。

② 警戒宣言発令時

中津川市内（阿木～飯沼）運転中の列車は、安全な最寄りの駅まで25km/h以下で運転し、以後運転を休止する。

オ バスの運転

路線バス事業者は、原則として、中津川市内への乗り入れ路線を除いて平常運転を行う。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

東海旅客鉄道株式会社及び明知鉄道株式会社は、東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内するものとする。

第 8 節 緊急輸送対策

1 方針

緊急輸送は必要最小限にとどめるとともに、緊急輸送の対象範囲、緊急輸送車両の確認手続きを定め、また緊急輸送道路、緊急輸送手段の確保を図る。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 緊急輸送の対象範囲

緊急に輸送を必要とするものは、次によるものとし、各実施機関であらかじめ定めておく。

ア-1 応急対策実施要員

ア-2 地震防災応急対策の実施に必要な物資及び資機材

ア-3 その他、市が必要と認める人員、物資等

イ 緊急輸送車両の確認

大規模地震対策特別措置法施行令に基づき、緊急輸送しようとする機関の申出により、県、県公安委員会は、緊急輸送車両の確認を行う。

緊急輸送しようとする機関は、県知事又は県公安委員会に緊急通行車両確認証明書の交付を申し出、標章及び証明書の交付を受ける。

なお、緊急輸送車両の確認手続の事前届出制度について整備し、スムーズな交付を図るものとする。

ウ 緊急輸送道路

緊急輸送道路は次のとおりである。

緊急輸送道路のうち、国道 19 号、中央自動車道を優先確保する。

ウ-1 第 1 次緊急輸送道路

県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路。県が指定する。

ウ-2 第 2 次緊急輸送道路

第 1 次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路。県が指定する。

ウ-3 第 3 次緊急輸送道路

第 1 次・第 2 次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路。県が指定する。

エ ヘリコプター離着陸場の確保

ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難場所を除く。）を県に報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図るものとする。

オ 輸送手段の確保

地域の現況に即した車両等の調達を行う。なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達のあっせんを依頼する。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の緊急輸送対策が円滑に実施されるよう、各関係機関で警戒宣言前から次の措置を実施する。

ア 交通規制の準備（県警察）

イ 緊急輸送車両の確認の準備（県）

ウ 車両の確保（市）

エ 市及び県によるヘリコプター臨時離着陸場の確保（市）

第9節 物資等の確保対策

1 方針

関係機関の協力のもと、警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等を確保するため、体制整備を図る。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 物資確保体制の整備

警戒宣言時の避難者等の救護のための物資の確保、及び発災に備えて予想される被災者に対する救助物資等の円滑な調達を図るため、主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともにこれらの業者等団体を通じ、または直接それらの業者等に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行うものとする。

イ 食料の確保

警戒宣言の発令とともに、地震の発生に備え、備蓄物資等を確認し、協定等を締結している関係団体等と連絡を取り、食料調達体制の確認をするとともに食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図るものとする。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等や食料の調達態勢を確認する。

第10節 保健衛生対策

1 方針

医療関係機関の協力のもと、警戒宣言が発せられた場合、避難者等のうち病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療及び助産、医薬品等の確保、環境衛生（ごみ・し尿）活動並びに防疫に関する措置を講ずる。

2 実施責任者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・医療機関 |
|---|

3 実施内容

(1) 医療・助産

ア 警戒宣言発令時対策の概要

医療機関は、警戒宣言が発令された場合、次の措置を講ずるものとする。

ア-1 警戒宣言発令の周知徹底

ア-2 地震防災対策本部の設置、病院（診療所）の防災処置

ア-3 入院患者の安全対策

ア-4 救急患者を除く外来診療の中止

ア-5 医薬品、食料物資等の確保、医師の確保等の発災後への備え

イ 医療救護班の編成待機

市は、あらかじめ医療機関と協力し、医療救護班の編成待機を行う。

ウ 医薬品等の確保

市は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の円滑な確保を図るため、市内及び近隣市町村の主な製造業者の在庫量を把握し、必要な医薬品等の保管及び放出準備の要請を行うものとする。

(2) 環境衛生（ごみ・し尿）活動

災害発生により生じるごみ、し尿を収集運搬するため、清掃班の編成及び車両の確保について準備する。また、指定された避難所に仮設トイレが設置できるように資機材の調達準備を行うものとする。

(3) 防疫

災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検、及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに、防疫活動に必要な車両の確保準備等を行うものとする。

(4) 警戒宣言前からの準備的行動

ア 市

救護所の開設準備

イ 医療機関

病院の耐震性に応じた患者の移送の措置又は検討若しくは準備

第11節 生活関連施設対策

1 方針

水道、電気、ガス、通信、報道及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策及び市民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

2 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・各機関 |
|--|

3 実施内容

(1) 水道

ア 警戒宣言時の飲料水の供給

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて緊急貯水が必要であり、飲料水の供給を継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持するものとする。

イ 災害応急対策の実施準備活動

イ-1 給配水施設

給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工事業者に対し、出動準備を要請するものとする。

イ-2 応急給水

発災後の浄水作業不能の事態に備えて、浄水池、調水池又は配水池が満水となるよう運転管理するものとする。

配水池等から飲料水を運搬、供給するため給水車、容器等の給水用資機材及びろ水器、消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、給水班の出動態勢を整えるものとする。

(2) 電気

ア 警戒宣言時の電気の供給

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保するものとする。

イ 災害応急対策の実施準備活動

電力会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請するものとする。

(3) ガス

ア 警戒宣言時のガスの供給

ガス会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保するものとする。

イ 災害応急対策の実施準備活動

ガス会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請するものとする。

(4) 公衆電気通信の確保

公衆電気通信については、居住者の相互連絡、学校、県、市等への問い合わせ等の増大により、通信の疎通が著しく困難となる事態の発生が予想され、西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに状況に応じ災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」を提供して安否確認に必要な措置をとる。また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(5) 報道

報道関係機関は、地震予知情報等の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であり、地震予知情報等の正確かつ迅速な報道に努める。そのため、地震予知情報等の発表及び災害発生に備え、事前に関係機関等と密接な連携をとり実態に即応した報道体制の整備を図る。なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、地震予知情報等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。

(6) 金融

ア 民間金融機関の措置

ア-1 強化地域外に営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、併せて当該業務停止を店頭に掲示し、顧客の協力を求める。なお、強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

イ 保険会社の措置

イ-1 強化地域外に営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応

強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

ウ 証券会社の措置

ウ-1 強化地域外に営業所を置く証券会社の警戒宣言時の対応

強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

(7) 郵政事業対策

ア 強化地域外の郵便局の措置

原則として、平常どおり業務の取り扱いを行うものとする。

(8) 警戒宣言前からの準備的行動

飲料水の確保態勢を確認し、応急給水の準備を行う。

各ライフライン関係機関は、応急復旧用の資機材等の確保や工事業者の出動態勢の確保等、応急復旧態勢の準備を行う。

第12節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

1 方針

警戒宣言が発せられた場合、強化地域に対する交通規制や鉄道の運行停止などにより、市内に帰宅困難者や滞留旅客が発生することが予想されるため、具体的な交通規制の実施や鉄道の運行停止を踏まえて対策を講じる。

2 実施責任者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 市・ 観光施設の管理者・ 公共交通機関 |
|---|

3 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

宿泊休養施設（ホテル、旅館、国民宿舎等）、運動施設（スケート場、山小屋、キャンプ場等）及びその他集客施設等の管理者は、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備えるものとする。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

市、公共交通機関は、警戒宣言時の運行中止等の措置に関する広報を行う。また、鉄道折返し駅、観光地等の滞留者対策を確認するものとする。

第13節 公共施設対策

1 方針

警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

2 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・各機関 |
|--|

3 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 道路

道路管理者間で相互に連携し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業協会、建設業者に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の把握を行い、調達体制を整えるものとする。

イ 河川

河川管理者は、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資機材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所の点検を行うとともに、水防管理者に対し、団の待機を要請し、また自主防災隊に対し、出動準備体制をとるよう要請するものとする。

ウ 下水道

施設の被災状況を迅速かつ的確に把握するため、次により対策を実施するものとする。

ウ-1 災害対応組織の編成

職員の召集（自主参集）、役割分担の再確認、関係機関との情報交換（警察、消防、道路管理者、電気、水道等）

ウ-2 管渠

地震発生後の調査や緊急措置のため資材の確保、調査用機材及び応急用機材の点検

ウ-3 処理場、ポンプ場

機械設備及び電気設備の点検

エ 治山設備等

治山施設等の管理者は、必要に応じて緊急巡回及び点検を実施し、災害の発生の恐れのある箇所の把握に努め被災防止措置を講ずる。また、応急復旧に必要な資機材等の調整体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に出動準備態勢をとるよう要請するものとする。

オ 庁舎等重要公共施設対策

庁舎等重要公共施設管理者は、庁舎等重要公共施設が災害応急対策の実施上、大

きな役割を果たすため、おおむね次の措置を講じるものとする。また、応急復旧に必要な資機材の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請するものとする。

- ホ-1 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保
- ホ-2 無線通信機器等通信手段の整備点検
- ホ-3 緊急輸送車両その他車両の整備点検
- ホ-4 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置
- ホ-5 その他重要資機材の整備点検または被災防止措置
- ホ-6 飲料水の緊急貯水
- ホ-7 エレベーターの運行中止措置
- ホ-8 出火防止措置及び初期消火準備措置
- ホ-9 消防設備の点検

カ 工事中の建築物その他工作物または施設

工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物その他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講じるものとする。特別の必要により、補強、落下防止等を実施するにあたっては、作業員の安全に配慮する。なお、倒壊等により、近隣の市民等に影響が出る恐れがある場合は、その居住者等に対して注意を促すとともに市に通報するものとする。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達態勢を整えるとともに、工事業者の出動態勢を確認するものとする。

第 14 節 大規模な地震に係る防災訓練

1 方針

東海地震における事前及び応急対策、関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 防災訓練

地震防災強化計画の熟知、関係機関及び市民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとし、少なくとも年 1 回以上実施する。なお、防災訓練は、警戒宣言前の準備体制から警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含むものとする。

また、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

- ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
- イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- ウ 余震に関する情報等情報伝達訓練
- エ 車両による避難訓練

(2) 訓練の検証

東海地震の広域な被害に対して迅速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行うものとする。

第 15 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

1 方針

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 市職員に対する教育

市は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ア 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 予想される地震に関する知識
- ウ 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 市民等に対する教育

防災に関係する機関と協力して、市民等に対する教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。また、外国人に対しても、関係機関と協力して、防災教育を行うものとする。

- ア 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 予想される地震に関する知識
- ウ 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報の入手方法
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- カ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- キ 避難生活に関する知識
- ク 平素市民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブ

ロック塀の倒壊防止等の対策の内容

ケ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

- (3) 児童、生徒に対する教育
- (4) 防災上重要な施設管理者に対する教育
- (5) 自動車運転者に対する教育

第5章 南海トラフ地震に関する対策

第1節 総則

第1項 南海トラフ地震に関する対策の意義

「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2項 南海トラフ地震に関する対策の性質

- 1 「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、市のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- 2 「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ法第6条の規定に基づく推進計画とする。
- 3 「南海トラフ地震に関する対策」は、地震発生までの間における事前応急対策を定める。
地震発生後は、「第3章 地震災害応急対策」に定めるところにより対処するものとする。
- 4 「南海トラフ地震に関する対策」に基づき、市及び関係機関はそれぞれ必要な具体的対策等を定めその実施に万全を期するものとする。

第3項 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

地震防災に関し、処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第2節に準ずる。

第4項 南海トラフ地震防災対策推進地域

岐阜県における南海トラフ地震防災対策推進地域は、次のとおり指定されている。

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、**恵那市**、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、郡上市、下呂市、本巣市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡の区域

第2節 活動体制

第1項 市災害対策本部の設置

南海トラフ地震又は当該地震と判定され得る規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災対法に基づき、直ちに市本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2項 市災害対策本部の組織及び運営

市本部の組織、運営等については、災対法、市本部に関する条例及び市本部に関する条例施行規則に定めるところによる。

第3項 災害応急対策要員の参集

- 1 要員の動員及び参集については、第3章第1節に準ずるものとする。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

次の応急対策をとるものとするが、第3章にある地震災害応急対策に準じて行う。

- 1 地震災害情報の収集・伝達
- 2 生活関連施設（ライフライン）対策
- 3 公共施設の応急対策としての緊急点検・巡視
- 4 危険物施設等における二次災害の防止の消防活動
- 5 救助・救急のための活動
- 6 医療・救護活動
- 7 災害警備活動
- 8 交通応急対策
- 9 生活必需品供給活動
- 10 緊急輸送活動の為の交通対策
- 11 防疫・食品衛生活動

第2項 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が不足等の場合、必要に応じて県に対して供給の要請をするものとする。また、協定に基づく調達体制や他市等からの応援体制により、調達できるように取り組む。

2 人員の配備

市計画に基づき、必要な人員の配備を行うものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、市計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

第3項 他機関に関する応援要請

他機関に対する応援要請については、第3章にある応援要請手順に基づき実施する。

第4項 要配慮者、帰宅困難者等に関する対策

要配慮者、帰宅困難者、滞留旅客等の保護等のために、避難所の設置、避難所への誘導や帰宅支援等必要な支援対策を講じるものとする。

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1項 趣旨

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた地方公共団体や関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定めるものとする。

第2項 防災対応の基本的な考え方

市は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討するものとする。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とするものとする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

住民等	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出し品の確認 など
	できるだけ安全な行動の例	<ul style="list-style-type: none"> ・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備（非常持出品等） ・危険なとこにできるだけ近づかない など
企業	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の従業員の役割分担の確認食料や燃料等の備蓄の確認 など

第3項 南海トラフ地震臨時情報

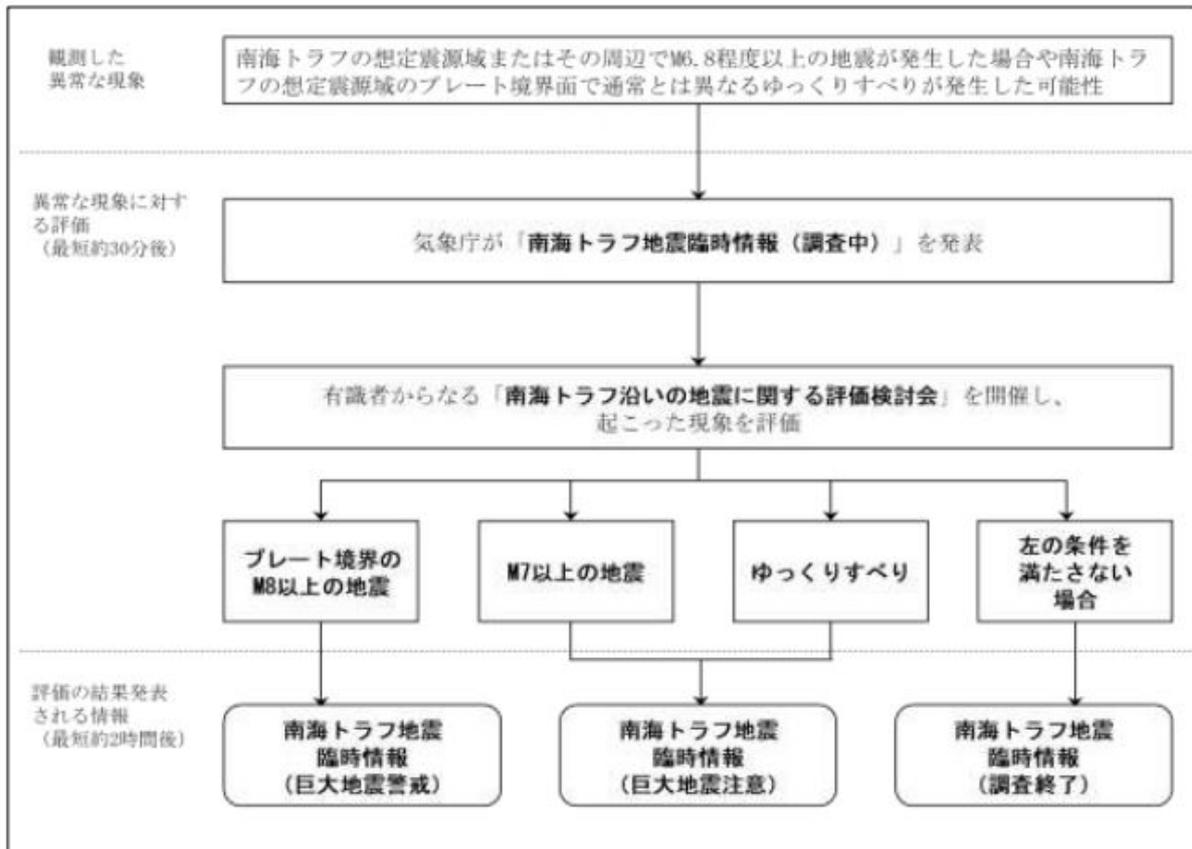
南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

○南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合

南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 （調査終了）	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



第4項 防災対策をとるべき期間

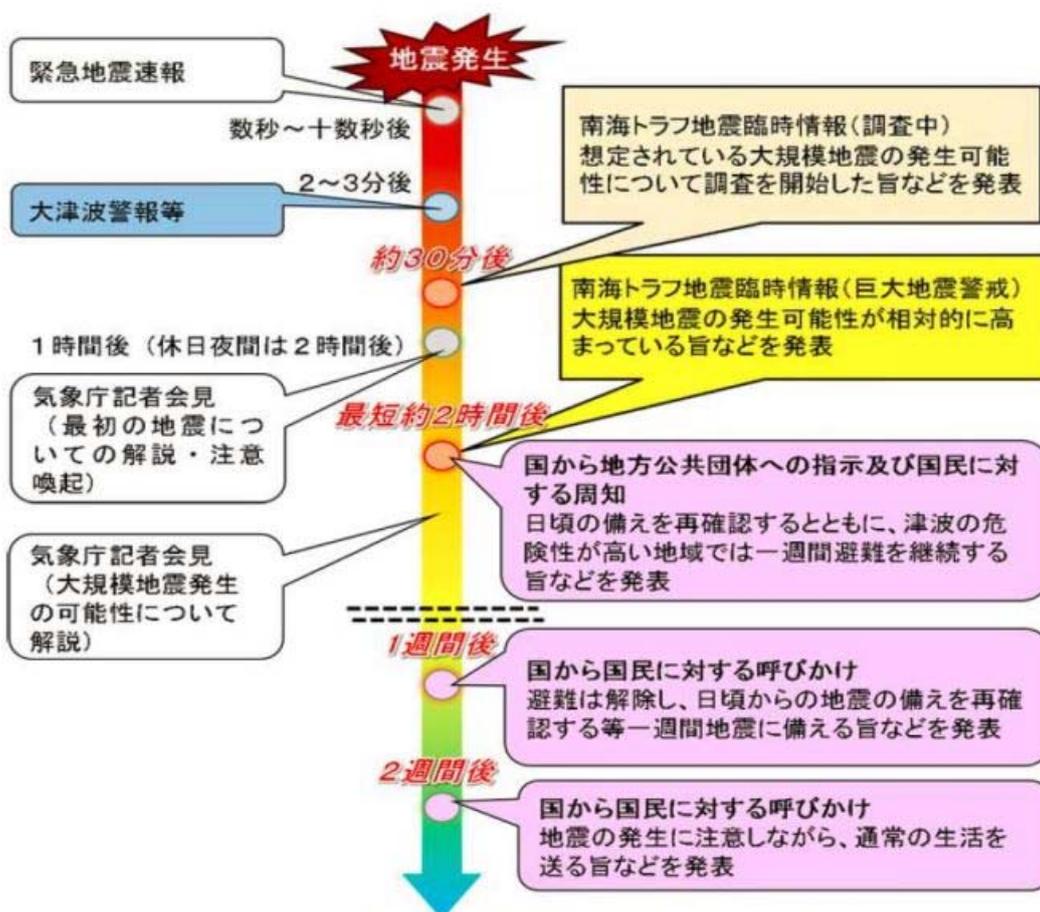
市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

○防災対応の流れ

	M8.0以上の地震	M7.0以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○個々の状況等に応じて事前の避難など避難対策を実施	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
2週間			
すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
大規模地震発生まで			

○巨大地震警戒対応における情報の流れ



※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表後は、随時、「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表
「巨大地震警戒対応」における情報の流れ(出典:国ガイドライン)

第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

第1項 県及び市の体制

県及び市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとるものとする。

ただし、県内で地震が発生し、県災害対策本部が設置されている場合は、すでに設置している体制で対応にあたるものとする。

県及び市の防災体制等

情報名	県の防災体制等	市の防災体制等
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	危機管理部は、情報を受けた時点で、庁内各部局、市町村及び県事務所に対する連絡等、所要の準備を開始	防災担当課は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	<p>災害対策本部</p> <p><構成></p> <p>本部長：知事</p> <p>メンバー：副本部長（副知事）、本部長</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長から市町村長に対し、緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）指示を伝達 ・気象庁からの情報、緊急災害対策本部会議の結果を全庁に情報共有 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認 	<p>災害対策本部</p> <p><構成></p> <p>本部長：市長</p> <p>メンバー：本部長</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部長（指示）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報共有・確認 ・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	<p>岐阜県災害警戒会議</p> <p><構成></p> <p>トップ：危機管理部長</p> <p>メンバー：各部主管課長、出納管理課長、教育総務課長、警備第二課長、議会事務局総務課長</p> <p>※必要に応じ、副知事（危機管理担当）が出席</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認 	<p>市災害警戒会議</p> <p><構成></p> <p>トップ：市長</p> <p>メンバー：本部長</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認

南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	危機管理部は、庁内各部局、市町村、 県事務所へ連絡し、情報を共有	防災担当課は、関係部局と情報共有
-----------------------	-------------------------------------	------------------

第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

1 方針

南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する

2 実施責任者

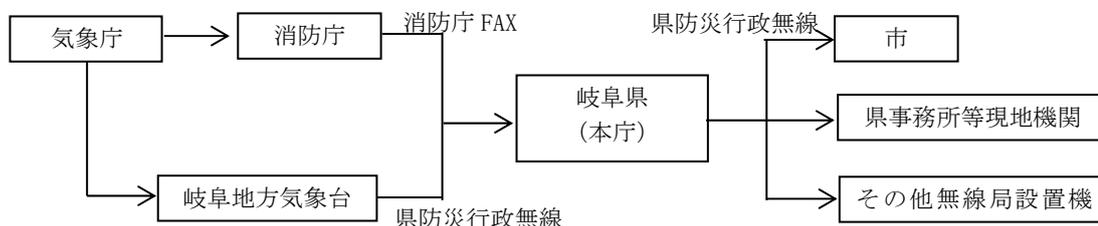
- ・ 岐阜地方気象台
- ・ 市
- ・ 防災関係機関
- ・ 事業者

3 実施内容

(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達

ア 防災上重要な建築物の耐震性確保

南海トラフ地震臨時情報の市町村及び防災関係機関への伝達経路及び方法は、下図のとおりとする。



イ 住民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線、音声告知器、緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達するものとする。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。

外国人に対しては、ホームページやSNS、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用するものとする。

ウ 住民等への伝達内容

市は、住民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（下図参照）をあわせて示すものとする。また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知するものとする。

具体的に取るべき行動

南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	2週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など

エ 問い合わせ窓口

市は、住民等からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ対応窓口を整備しておくものとする。

第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

発表時の災害応急対策

第1項 避難対策

1 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、本県における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

2 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・学校等 ・施設管理者 |
|--|

3 実施内容

(1) 事前の避難

事前の避難が必要な災害リスクは下記ア、イ、ウを基本とし、市は災害リスクに応じ、1週間を目途に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施するものとする。

ア 急傾斜地等における土砂災害

市は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民等に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じるものとする。

市は、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置づけるよう働きかけることとし、施設管理者は適切な措置の実施に努めるものとする。

イ 耐震性の不足する住宅の倒壊

市は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。また、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、

避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとする。

上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知するものとする。

(2) 避難先の確保、避難所の運営

住民等の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、市町村が避難所を確保するものとする。

市は、県対応指針を参考に、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討するものとする。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、市は、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づけるものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、市は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等へ周知するものとする。

- ア 住民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること
- イ 知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、市が避難所を確保すること
- ウ 避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること
- エ 避難所の運営は避難者自らが行うことが基本であること

(3) 学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を講じるものとする。

第2項 関係機関のとりべき措置

1 方針

関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。

2 実施責任者

- ・ 市
- ・ 警察
- ・ 防災関係者
- ・ 学校等
- ・ 施設管理者

3 実施内容

(1) 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、その対策を定めるものとする。

(2) 水道

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者は、飲料水の供給の継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持するものとする。

(3) 電気

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保するものとする。

(4) ガス

ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。
また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(5) 通信

電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うため、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。
また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行うものとする。

(6) 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために必要不可欠であることから、放送事業者は、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
このため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあつては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

(7) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

(8) 交通

ア 道路

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が

発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

イ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

あらかじめ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について情報提供するものとする。

ウ 滞留旅客等への対応

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

発表時の災害応急対策

1 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、住民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動をとれるよう対策を実施する。

2 実施責任者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 市・ 防災関係者 |
|---|

3 実施内容

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第9節 大規模な地震に係る防災訓練

1 方針

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 防災訓練

市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

市は、防災関係機関及び住民等の参加を得て南海トラフ地震を想定した総合防災訓練を実施するほか、市町村、防災関係機関と連携して、情報伝達訓練など実践的に行うものとする。

ア 動員訓練及び本部運営訓練

イ 南海トラフ地震臨時情報等の情報収集、伝達訓練

ウ 警備及び交通規制訓練

(2) 訓練の検証

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震の広域的な被害に対して速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行うものとする。

(3) 訓練の支援

市は、自主防災組織等が行う訓練に対し必要な助言と支援を行う。

4 その他

その他必要な事項は、第2章第4節に準用する。

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

1 方針

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 市職員に対する教育

市は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- オ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- カ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 市民等に対する教育

市は、県、防災に関係する機関等と協力して、市民等に対する教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。また、外国人に対しても、関係機関と協力して、防災教育を行うものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的にとるべき行動
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- オ 正確な情報の入手方法
- カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

- キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ケ 住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

第6章 地震災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

風水害等対策編第4章第1節「復旧・復興体制の整備」を準用する。

第2節 公共施設災害復旧事業

風水害等対策編第4章第2節「公共施設災害復旧事業」を準用する。

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助、助成及び事業からの暴力団排除

風水害等対策編第4章第3節「災害復旧事業に伴う財政援助、助成及び事業からの暴力団排除」を準用する。

第4節 被災者の生活確保

風水害等対策編第4章第4節「被災者の生活確保」を準用する。

第5節 被災中小企業の振興

風水害等対策編第4章第5節「被災中小企業の振興」を準用する。

第6節 農林漁業関係者への融資

風水害等対策編第4章第6節「農林漁業関係者への融資」を準用する。